

業 務 概 要

平成28年度版（平成27年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I	センターの概要	1
1.	目的	
2.	沿革	
3.	所在地	
4.	組織・職員配置及び所管業務	
5.	平成28年度運営方針	
6.	平成28年度年間行事予定	
II	平成27年度事業実績	
◇	身体障害者更生相談所編	
1.	相談・判定業務の実績	7
(1)	来所・定期相談	
(2)	補装具・更生医療の判定	
(3)	補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2.	身体障害者手帳の交付状況	9
(1)	身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2)	平成27年度の身体障害者手帳処理状況	
(3)	平成27年度の市町村別発行件数	
(4)	平成27年度末の所持者数	
(5)	法第15条の規定による医師の指定について	
(6)	手帳申請から発行までの流れ	
3.	市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	11
◇	知的障害者更生相談所編	
1.	相談と判定	13
(1)	相談	
(2)	判定	
2.	判定書交付	13
3.	会議、研修会	14
4.	療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	15
◇	精神保健福祉センター編	
1.	技術指導・技術援助	17
(1)	事業実績	
(2)	精神保健福祉業務担当者連絡会議	
(3)	講師の派遣	
2.	普及啓発	18
(1)	講演会	
(2)	ビデオ・DVDの貸し出し	
3.	精神保健福祉相談	20
(1)	来所相談	
(2)	電話相談「心のダイヤル」	
4.	組織育成	22
(1)	島根県精神保健福祉会連合会	
(2)	島根県精神保健福祉協会	
(3)	精神保健ボランティア組織	
(4)	ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）	
(5)	精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会	
(6)	ほほえみの風イベント	
5.	特定相談指導事業	24
(1)	アルコール関連問題	
(2)	思春期精神保健	
6.	ギャンブル依存症相談関連事業	28
7.	調査・研究事業	28
8.	自死対策情報センター事業	30
9.	自死遺族支援	32
10.	精神医療審査会	33

(1) 精神医療審査会における審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	35
(1) 平成27年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 平成27年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	
◇高次脳機能障がい県支援拠点編	
1. 相談支援コーディネーター業務	37
2. 圏域相談支援拠点業務	38
3. 連携確保・連携調整	39
◇島根県ひきこもり支援センター編	
(1) 電話相談・来所相談	41
(2) 小集団グループ活動クローバー	41
(3) 家族教室	42
(4) 家族会支援	43
(5) 市町村等への技術支援・研修の実施	44
(6) 圏域ネットワークの立ち上げ	44
(7) 広報啓発	45
III 資料	
1. 島根県立心と体の相談センター条例	47
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	48
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	49
(1) 身体障害者手帳	
①市町村別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
②市町村別・障がい別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別・男女別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3) 療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	60
(1) 补装具判定業務委託医療機関	
(2) 平成27年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 平成27年度市町村別判定状況	
5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス	63
(1) 税制（主なもの）	
(2) 共通の各種割引制度等	
(3) 市町村別助成事業	
(4) 県立施設の利用料減免	
(5) 福祉医療費助成制度	
6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）	72
7. 精神科病院及び精神科標準病院・診療所一覧	74
(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）	
(2) 精神科病院以外の精神科を標準する病院又は診療所	
(3) 認知症治療病棟設置病院	
(4) 応急入院指定病院	
8. 精神保健福祉デイケア、グループ一覧	76
(1) 精神保健福祉デイケア	
(2) 行政機関が開催するグループ活動	
9. 精神家族会一覧	78
10. 精神保健ボランティア組織一覧	80
11. 精神当事者会一覧	81

はじめに

島根県立心と体の相談センターの平成28年度版（平成27年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の3障がいを総合的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の3機能を合わせ持ったセンターとして、平成17年4月に設置されて以来、11年が経過いたしました。

平成27年度は、前年度に引き続いて、ひきこもり支援に最も力を入れて取り組みました。年度当初の4月に、「島根県ひきこもり支援センター」を当センター内に開設しましたが、その効果もあってか、ひきこもり相談の延べ件数は、前年にくらべ約5倍に増加しました。また、ひきこもり家族教室を、県内8か所で計22回開催し、延べ223人の家族にご参加いただきました。また、「ひきこもり支援マニュアル」を作成し、県内8か所で、このマニュアルを用いた支援者研修を行いました。

ひきこもり支援と並んで、平成27年度に当センターが力を入れて取り組んだことは、依存症対策です。その中でも、ギャンブル依存については、認知行動療法を取り入れた治療プログラムを、全国に先駆けて開発し、相談者に向けて実施するなど、先進的な取り組みができたと考えています。

以上はほんの一例ですが、当センターとしては、精神・知的・身体の3障がいについてのセンター業務のみならず、高次脳機能障がい者支援など、さまざまな分野について、全職員が全力をあげて取り組みを行っています。職員一同、当センターの役割を自覚し、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝しますとともに、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

島根県立心と体の相談センター
所長 小原圭司

I センターの概要

I センターの概要

1. 目的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の3機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿革

(身体障害者更生相談所)

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置(県立朝日更生園に併置)
昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

(知的障害者更生相談所)

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
* 平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

(精神保健センター)

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

(心と体の相談センター)

- 平成17年4月1日 上記の3機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置
(松江市東津田町 いきいきプラザ島根内)

3. 所在地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3
いきいきプラザ島根（2階）

代表TEL：0852-32-5905・5908

相談専用TEL：0852-21-2885

自死遺族相談専用TEL：0852-21-2045

FAX：0852-32-5924

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(平成28年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術(医師) 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理

人事・服務

危機管理

精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 5、技術 2、嘱託 3

予算・会計・庶務事務

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付

自立支援医療(更生医療)・補装具の給付判定

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談・判定課 技術 6、事務 1、嘱託 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談

精神医療審査会の運営

精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援

精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援

障がいの程度及び心理的・職能的判定

療育手帳の判定・交付

知的障がい者の巡回相談、判定

精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究

ひきこもり支援センター業務(個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等)

高次脳機能障がいの県支援拠点業務

自死対策情報センター事業、自死遺族支援

診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職 員)	所 長 (精神科医)	1
22名	副 所 長 (事務職)	1
	保 健 師	1
	看 護 師	1
	作業療法士	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事 務 職	6
	嘱 託	6
(嘱 託 医)	少人数グループ活動、診療等	1 (精神科医)
19名	発達障がい等相談	1 (精神科医)
	精神医療審査会支援等	1 (精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	6
	知的障がい者に関する医学的判定	4 (児相と兼務)
(兼務職員)	※療育手帳の判定業務(18才以上新規)	
12名	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	5
	浜田児童相談所判定保護課	4
	益田児童相談所判定保護課	3

5. 平成28年度運営方針

【センターの目標】

3 障がいに関する相談支援機関を統合して設置されたことを踏まえ、様々な障がいについて、総合的かつ専門的な相談支援を行います。また、県民一人ひとりの心の健康を保持・増進する中核的な機関としての役割を果たします。

(基本指針)

- ① 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて隙間のない相談支援を行います。相談支援に当たっては、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら懇切丁寧に対応します。
- ② 障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を迅速・的確に行います。
- ③ 専門的な相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- ④ 県民の皆様に対し、心の健康や障がい福祉への理解を深めるための広報に積極的に取り組みます。また、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供や研修を行います。

【今年度の重点目標】

- 1 本庁、保健所及び関係機関と連携を図りながら、「ひきこもり支援センター」の着実な事業推進に努める。
- 2 自死対策研修プログラムを活用し、各圏域での取組の一層の充実を図る。また、市町村を含む関係機関への適切な情報提供・支援を行う。
- 3 高次脳機能障がいや依存症（ギャンブル、アルコール、薬物）等の重点課題について、専門性の更なる向上を図り、より適切な支援を実施する。
- 4 各手帳、自立支援医療及び補装具の審査判定については、正確で迅速な処理を行うとともに、分りやすい資料や文書の作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。
- 5 相談支援に当たっては、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら各制度や社会資源に関する正確な知識に基づいて、懇切丁寧に行う。
- 6 センターの業務、障がい福祉施策や障がい理解を深めるための広報を積極的に行う。
- 7 マイナンバー制度に的確に対応し、個人情報を厳正に管理する。

6. 平成28年度年間行事予定

[△は期日未定]

II 平成27年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」

II 平成27年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
 - ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
 - ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後
- （平成27年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	118	30	0	148

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする20医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具		更生医療		
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	672	285	2	489	0

補装具委託病院

III 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり

(60ページ)

障害別の判定状況

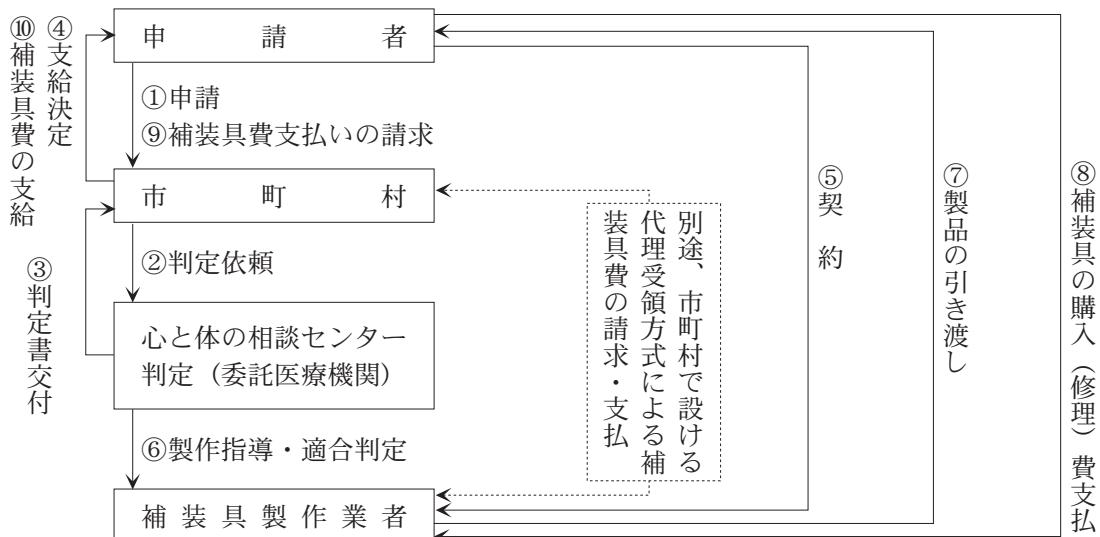
III 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり

(61ページ)

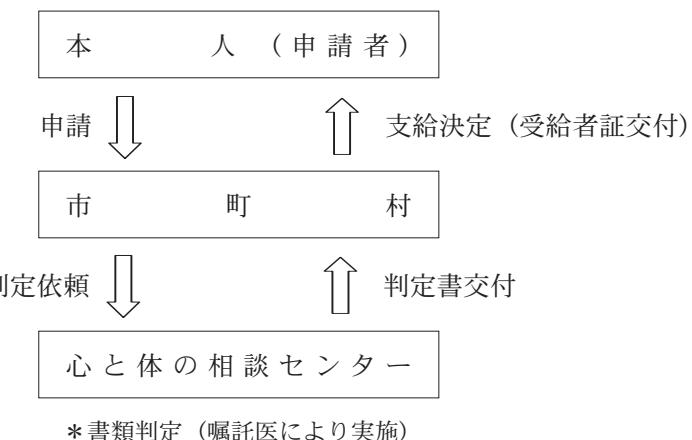
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療（更生医療）判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆ 自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



○書類判定の内容

◇補装具

区分	判定回数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区分	判定回数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総 件 数	3,647	3,467	3,471	2,938	2,682
月 平 均	304	289	289	245	224

県本庁からの事務移管により、平成5年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。

身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(49~53ページ)

(2) 平成27年度の身体障害者手帳処理状況

平成27年度は、新規手帳の交付数が1,705件、死亡等による返還数が2,161件、県内転入が91件、県外転出が107件あった。

なお、平成27年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に23件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の7級の障がいが1つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」7件を含む。)

月	発 行 日	新 規	障害変更	破損ほか	再 認 定	合 計
4 月	4／15	96	19	22	4	141
	4／30	71	20	17	8	116
5 月	5／15	67	16	12	5	100
	5／29	84	20	15	5	124
6 月	6／15	86	20	17	8	131
	6／30	73	22	15	5	115
7 月	7／15	80	24	14	8	126
	7／31	88	19	20	5	132
8 月	8／14	79	21	16	3	119
	8／31	59	33	20	4	116
9 月	9／15	69	22	11	2	104
	9／30	74	25	11	6	116
10 月	10／15	59	12	13	4	88
	10／30	81	18	13	10	122
11 月	11／13	53	22	9	1	85
	11／30	68	25	18	4	115
12 月	12／15	65	25	22	6	118
	12／28	63	11	20	6	100
1 月	1／15	49	25	11	2	87
	1／29	60	17	13	11	101
2 月	2／15	67	16	9	8	100
	2／29	62	14	15	3	94
3 月	3／15	70	11	18	6	105
	3／31	82	19	18	8	127
合 計		1,705	476	369	132	2,682

(3) 平成27年度の市町村別発行件数

平成27年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、8市合計の手帳発行数は全体の約89%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が6%、聴覚障害が15%、肢体不自由が36%、内部障害が43%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
松江市	735	466	100	122	47	49	114	277	295
浜田市	254	172	47	30	5	17	23	98	116
出雲市	581	367	124	56	34	27	75	208	271
益田市	249	165	48	21	15	12	56	95	86
大田市	137	83	25	23	6	10	19	49	59
安来市	177	116	25	33	3	5	51	46	75
江津市	85	49	16	17	3	2	11	31	41
雲南市	163	103	28	25	7	9	24	55	75
奥出雲町	41	24	9	6	2	6	6	13	16
飯南町	26	12	5	7	2	2	3	12	9
川本町	16	11	4		1	2	5	6	3
美郷町	23	17	3	3		1	3	9	10
邑南町	45	27	10	7	1	3	1	14	27
津和野町	34	24	6	3	1	3	3	11	17
吉賀町	41	19	12	8	2	2	6	10	23
海士町	13	8	3	2		3	1	6	3
西ノ島町	5	3	1		1		1	3	1
知夫村									
隠岐の島町	57	39	10	6	2	9	4	16	28
合計	2,682	1,705	476	369	132	162	406	959	1,155

(4) 平成27年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり（49～53ページ）

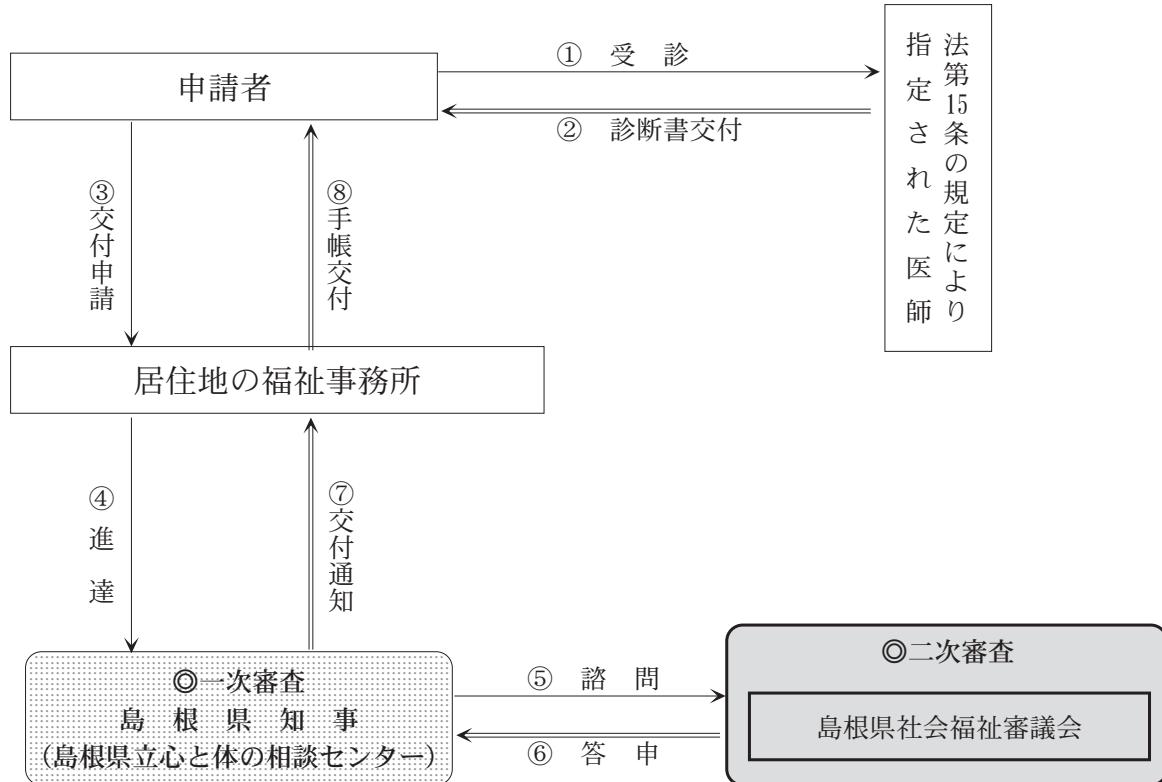
- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H7年度～H27年度）

(5) 法第15条の規定による医師の指定について

平成27年度においては、法第15条の規定による新規指定が32名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、1,010名となった。

(6) 手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：53名

日 時：平成27年5月25日（月） 9時30分～16時

場 所：県松江合同庁舎 601会議室

(2) 西部会場 参加人員：24名

日 時：平成27年5月29日（金） 9時30分～16時

場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

「知的障害者更生相談所編」

◇ 知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相 談

① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。平成27年度の受付は427件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が252件（59.0%）、生活に関する相談が3件（0.7%）、職業に関する相談が4件（0.9%）、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が168件（39.3%）であった。療育手帳に関するものが全体の約6割を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、平成27年度は93回（延べ派遣スタッフ93人）の巡回相談で467件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判 定

① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

平成27年度は908件の判定を行い、そのうち医学的判定が25件、心理学的判定が882件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が697件（79.3%）と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が177件（20.1%）である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっているが、平成27年度は5件（0.6%）判定書を交付した。

平成27年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項 目	件 数	備 考
障害支援区分に関する判定	5 件	
療育手帳に関する判定	697 件	
その他	177 件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	879 件	

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：53名

日 時：平成27年5月25日（月） 9時30分～16時

場 所：県松江合同庁舎 601会議室

(2) 西部会場 参加人員：24名

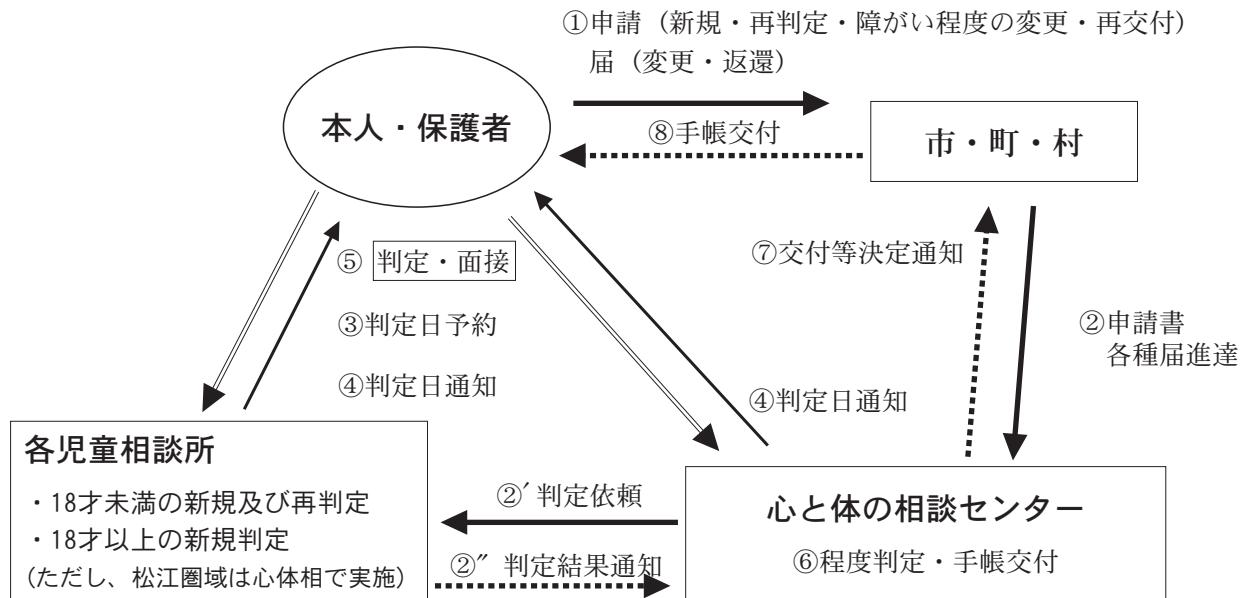
日 時：平成27年5月29日（金） 9時30分～16時

場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 平成27年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱実人数	相談内容									判定内容					判定書交付件数				
	施設	職親	職業	医療	生保	教育	療育	その他の手帳	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害支援区分	療育手帳	その他の手帳	計	
来所	427	0	0	4	0	3	0	252	168	427	24	418	0	1	443	5	234	176	415
巡回	467	0	0	0	0	0	0	467	0	467	1	464	0	0	465	0	463	1	464
計	894	0	0	4	0	3	0	719	168	894	25	882	0	1	908	5	697	177	879

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事項	様式	備考・留意事項
①	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・手帳交付申請（新規・再判定・障がい程度の変更・再交付） ・記載事項変更届 ・返還届 	様式第1号 様式第6号 様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への制度・必要書類等の説明 ・判定日予約、判定会場の説明 ・松江地区以外の新規判定は各児相 ・書類判定あり
②	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書進達 ・各種届進達 	要領様式1	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名等の確認
②'	・児童の判定依頼	要領様式2	<ul style="list-style-type: none"> ・各管轄児童相談所への判定依頼
②''	・判定結果通知	要領様式3	
③	・判定日予約		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への案内
④	・判定日通知		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への通知
⑤	・判定、面接		<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査及び状況聴取 新規判定は家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	・程度判定 手帳交付等決定		
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・交付等決定 ・非該当通知 ・障がい程度確認通知 	要領様式4 様式第4号 様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者への連絡
⑧	・手帳交付		<ul style="list-style-type: none"> ・該当者への交付

- (注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。
 2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	その他	計
保 健 所	12	1			3		2		1	19
市 町 村					1	3	2			6
医 療 施 設									12	12
障害者支援施設									12	12
社会福祉施設	1			1			2		5	9
そ の 他	2	2	4		3	6	1	1	15	34
計	15	3	4	1	7	9	7	1	45	92

(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との連絡会に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年 月 日	内 容
平成27年 7月10日	・平成27年度公衆衛生関係事務指導監査について ・措置事務について ・精神科救急医療体制整備事業について ・病院実地指導及び実地審査等について ・自死対策について ・ひきこもり対策について
平成27年12月10日	・措置入院の費用徴収に係るマイナンバー制度の施行について ・改正行政不服審査法に伴う精神保健福祉業務取扱要領の改正について

(3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
平成27年 5月21日	松江市宍道地区精神家族会研修会（心の健康）
6月15日	商工会職員協議会全体研修会（心の健康）
7月 7日	浜田圏域 高次脳ネットワーク会議
7月 8日	松江市ゲートキーパー研修〔講師〈保健師〉向け〕（自死関連）
7月11日	雲南地域精神保健福祉ボランティア組織 つくしの会総会（ひきこもり）
7月24日	女性相談センター等職員研修会（ひきこもり）
8月11日	島根県高等学校教育研究大会〔学校保健部門〕（心の健康）
8月18日	奥出雲町自死対策連絡協議会研修会（自死関連）
9月 8日	こころの健康ボランティア養成講座・隠岐（心の健康）
10月11日～12日	日本アルコール関連問題学会（アルコール）
10月27日	こころの病気に関する家族研修会（心の健康）
平成28年 1月 7日	島根大学講義「健康スポーツ科学概論Ⅱ」（自死関連）
1月15日	シマネスクぐにびき学園西部校研修（自死関連）
1月29日	島根県隣保館職員・主管課行政職員等冬季研修会
1月30日	山陰嗜癖行動研究会定例研究会（アルコール）

月 日	派 遣 内 容
2月2日	シマネスクぐにびき学園東部校研修（自死関連）
2月10日	障がい者虐待防止・権利擁護研修（権利擁護・虐待防止センター職員コース）
2月12日	生活困窮者支援担当職員勉強会（ギャンブル）
2月16日	浜田圏域高次脳機能障がい者支援研修会
2月19日	松江圏域自死総合対策 かかりつけ医等研修会（自死関連）
2月22日	ウィッシュ第2回松江ブロック会議（ひきこもり）
3月4日	こころの健康づくり講演会（心の健康）
3月6日	高次脳機能障がい地域支援ネットワーク中国ブロック研修会
3月19日	雲南ブロック社会福祉士会研修会（ひきこもり）

2. 普及啓発

一般住民に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動について、専門的立場から協力・援助を行った。

【事業内容】

(1) 講演会

○ アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

- 【第1回】 日 時 平成27年12月3日（木） 16：00～17：00
 会 場 エコストーション松江（松江市西持田町）
 参加者 松江八束清掃協同組合 組合員（100名）
 内 容 ・講義I 「安全運転で心がけること」
 講 師 松江警察署 職員
 ・アルコール依存症当事者の体験談
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 ・講義II 「アルコールと依存症の基礎知識」
 講 師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 深田 里佳 氏
- 【第2回】 日 時 平成27年12月23日（水） 10：30～11：30
 会 場 出雲スポーツ振興21本部（出雲市矢野町）
 参加者 みつわ会 会員（33名）
 内 容 ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 会員家族
 ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
 講 師 海星病院 精神保健福祉士 矢野 喬夫 氏

○ アルコール関連問題学校セミナー（再掲）

- 【第1回】 日 時 平成27年7月13日（月） 9：50～10：40
 会 場 大田西中学校
 参加者 1年生（55名）、教職員等
 内 容 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
 講 師 県央保健所 保健師 宇都宮 拓也 氏

【第2回】	日 時	平成27年7月15日（水） 15：20～16：10
	会 場	隱岐島前高等学校
	参 加 者	全生徒（160名）、教職員等
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・隱岐圏域での飲酒予防に関する取り組み 報告者 隱岐保健所 島前保健環境課長 小室 俊子 氏 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員 ・講義「未成年者の飲酒に関する調査結果と アルコールが心と体に与える影響」 講 師 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志
【第3回】	日 時	平成27年10月29日（木） 13：50～14：50
	会 場	桜江中学校
	参 加 者	1年生・2年生（42名）、教職員等
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの導入 担 当 心と体の相談センター 主任精神保健福祉氏 佐藤 寛志 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員 ・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」 講 師 西川病院 精神保健福祉士 新家 望美 氏
【第4回】	日 時	平成27年12月18日（金） 13：30～14：30
	会 場	宍道中学校大野原分校
	参 加 者	全生徒（23名）、教職員等
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員 ・講義「アルコールが心と体に与える影響」 講 師 ビ・フレンディング 精神保健福祉士 荒内 佑輔 氏
【第5回】	日 時	平成28年1月27日（水） 8：50～9：40
	会 場	隱岐水産高等学校
	参 加 者	3年生（45名）、教職員等
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・隱岐圏域での飲酒予防に関する取り組み 報告者 隱岐保健所 保健師 佐藤 良介 氏 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員 ・講義「未成年者の飲酒に関する調査結果と アルコールが心と体に与える影響」 講 師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏

(2) ビデオ・DVDの貸し出し

	保 健 所	医 療 機 関	社会復帰施設	そ の 他 関 係 機 関	一 般	計
アルコール	3				5	8
心 の 健 康	3			10		13
一 般	1			1	5	7
ひきこもり				4		4
計	7			15	10	32

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

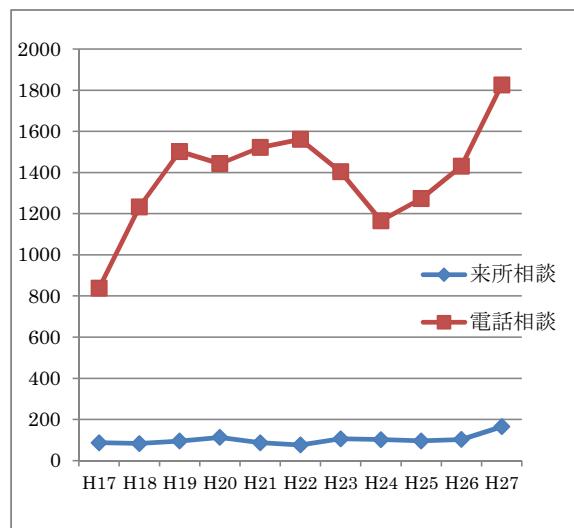
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談 「心のダイヤル」

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来 所 相 談	電 話 相 談
H16	93 (延183)	545
H17	87 (延182)	838
H18	83 (延168)	1233
H19	95 (延213)	1502
H20	113 (延294)	1443
H21	87 (延226)	1522
H22	76 (延175)	1561
H23	106 (延154)	1404
H24	102 (延153)	1166
H25	96 (延152)	1255
H26	103 (延217)	1431
H27	165 (延458)	1826



(1) 来所相談

①相談対象者内訳

	相 談			診 療 (再掲)	
	男 性	女 性	合 计	男 性	女 性
実 人 数	122	43	165	0	0
延 べ 人 数	370	88	458	0	0

②来所経路

直 接	保 健 所	市 町 村	医 療 機 関	教 育 機 関	そ の 他	合 計
131	4	10	7	1	12	165

③相談内容

相 談 内 容	実 人 数	延べ人数
老人精神保健	1	1
社会復帰	3	29
アルコール関連問題	3	3
薬物関連問題	6	20
ギャンブル関連問題	32	81
思春期精神保健	不登校	6
	精神症状・身体症状	4
	その他	2
心の健康	精神症状・身体症状	46
	仕事や職場に関すること	9
	家族や家庭に関すること	33
	性格、行動に関すること	5
	恋愛、結婚、離婚のこと	1
	その他	8
うつ・うつ状態	5	11
その他の相談	1	1
合 計	165	458

④処遇

処 遇	実人員
新規来所終結	38
医療機関紹介	6
保健所紹介	2
その他の機関紹介	7
センターで援助	100
他機関と並行で援助	12
合 計	165

(2) 電話相談「心のダイヤル」

①相談者別件数

内訳	男性	女性	合計
本人	621	784	1405
親	51	170	221
配偶者	10	39	49
子	4	16	20
同胞	11	20	31
その他の親族	10	24	34
友人・同僚等	3	6	9
関係機関	16	26	42
その他	8	7	15
合 計	734	1092	1826

②相談内容別件数

相 談 内 容		件 数	割 合 (%)
老人精神保健	一般	0	0.0
	認知症について	8	0.4
社会復帰		32	1.8
アルコール関連問題		34	1.9
薬物関連問題		32	1.8
幼児・児童期に関する問題		3	0.2
ギャンブル関連問題		129	7.1
思春期精神保健	不登校	7	0.4
	不登校以外の学校に関する問題	6	0.3
	精神症状・身体症状	5	0.3
	その他	11	0.6
心 の 健 康	精神症状・身体症状	512	28.0
	仕事や職場に関するこ	127	7.0
	家族や家庭に関するこ	237	13.0
	職場や家庭以外の問題について	81	4.4
	恋愛・結婚・離婚	28	1.5
	嗜癖行動	10	0.5
	その他	244	13.4
	うつ・うつ状態	24	1.3
摂食障害		4	0.2
精神科受診に関するこ		19	1.0
その他の相談		273	14.9
合	計	1826	100.0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

平成28年5月現在の会員数は36団体366人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供を行っている。

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

平成27年度の会員数は、1,469（団体46、個人1,423）であった。

【事業実績】

①第47回島根県精神保健福祉大会の開催

日 時 平成27年11月10日（火） 13：00～16：30

場 所 島根県民会館中ホール（松江市）
内 容 式典、記念講演、活動発表
○記念講演 演題 「働いて元気になる！～新しい就労支援の方法 IPS」
講師 公益財団法人住吉偕成会住吉病院 院長 中谷真樹氏
" 活動療法部 重廣泰世氏
○体験・活動発表 「働くこと 私たちの実践！」
松江圏域の当事者・事業主及び利用者と支援者の立場からの体験・活動発表
参加者 約270名
②精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）
31名・団体（個人27、団体4）を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰
③「しまねの精神保健福祉 VOL. 44」の発行
発 行 平成27年9月 1,600部
特 集 「ひきこもり支援」
配布先 会員、関係機関・団体・医療機関
④助成金の交付
助成対象 7団体7事業の啓発普及活動
助 成 額 488,262円

(3) 精神保健ボランティア組織

①組織育成の経過と今後の方向について

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成され、県内においてボランティア活動が展開されている。

また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を呼びかけている。各ボランティア組織間の連携と相互交流を重ねながら、ボランティア活動のさらなる拡充が期待されるところであり、当センターはボランティア組織活動への協力を行っている。

②県内精神保健ボランティア組織結成年

「ほほえみの会」	平成6年2月	松江・木次・出雲地域	（平成15年に松江と出雲に分離）
「うさぎの会」	平成11年6月	県央保健所管内	
「のぞみの会」	平成11年6月	浜田保健所管内	
「七色の会」	平成12年2月	県央保健所管内	
「さくらんぼの会」	平成12年5月	隠岐保健所管内	
「こもれび」	平成12年10月	益田保健所管内	
「つくしの会」	平成14年3月	雲南保健所管内	
「松江ほほえみの会」	平成15年5月	松江保健所管内	
「出雲ほほえみの会」	平成15年5月	出雲保健所管内	

(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）

平成28年5月1日現在、県内のソーシャルクラブは12カ所ある。現在、自主的に当事者の間で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各ソーシャルグループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力をしている。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市のパルメイト出雲、平成23年度は大田市のあるあすてらす、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市チエリバホールで開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行い、平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成25年度は浜田市、平成26年度は松江市、平成27年度は益田市で開催された。

(6) ほほえみの風イベント

精神障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある方が地域であたり前に生活できることを目指して活動をしている島根県精神当事者連絡会と島根県精神保健ボランティア連絡協議会の合同イベントとして、当センターの提案により平成19年度から事業が開始された。

当事者とボランティア会員がチラシの作成・配布、打ち合わせのために地域へ出むいて活動することにより、精神障がい者に対する地域の偏見を取り除く活動の一環となっている。

年度	開催地	場 所	主 な 内 容
19	出雲市	パルメイト出雲	活動紹介・フリーマーケット・ミニコンサート
20	大田市	ファミリーデパート	活動紹介・詩とトーク・劇・ゲーム
21	松江市	総合福祉センター	活動紹介・ミニライブ・体験コーナー
22	益田市	駅前ビル	活動紹介・ミュージックセラピー
23	雲南市	下熊谷交流センター	活動紹介・ハーモニカ演奏・交流会
24	出雲市	パルメイト出雲	バンド演奏・「私の気持ち～当事者から聞いてほしいこと～」パネルディスカッション・交流会
25	松江市	いきいきプラザ	当事者による発表・講演とワークショップ「自分を助ける技術を身につけよう！—北海道・べてるの家、そして広島での取り組みから—」
26	大田市	大田市民センター	当事者による演劇・詩の朗読、講演とワークショップ

5. 特定相談指導事業

「精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領（健医発第3号昭和64年1月5日）」に基づき、アルコール関連問題に関する事業及び思春期精神保健に関する事業を実施している。

(1) アルコール関連問題

適正飲酒及びアルコール関連問題に関する知識の普及、技術指導及び技術支援、関係機関との連携、断酒会等自助組織の育成を図る目的で、アルコール関連問題地域セミナー・同学校セミナー・同学校セミナー講師人材育成研修・同関係者会議を開催した。

①アルコール関連問題地域セミナー

目的 アルコールが及ぼす心身の害についての理解を深め適正飲酒への動機付けを行うことを目的として開催した。

主 催 松江八束清掃協同組合（第1回）、出雲市・出雲保健所（第2回）
心と体の相談センター

共 催 松江警察署（第1回） 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【第1回】

日 時 平成27年12月3日（木） 16：00～17：00

会 場 エコストーション松江（松江市西持田町）

参加者 松江八束清掃協同組合 組合員（100名）

内 容 ・講義I 「安全運転で心がけること」

講 師 松江警察署 職員

- ・アルコール依存症当事者の体験談
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
- ・講義Ⅱ 「アルコールと依存症の基礎知識」
講 師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 深田 里佳 氏

【第2回】

日 時 平成27年12月23日（水） 10：30～11：30
 会 場 出雲スポーツ振興21本部（出雲市矢野町）
 参加者 みつわ会 会員（33名）
 内 容

- ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員、会員家族
- ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講 師 海星病院 精神保健福祉士 矢野 喬夫 氏

②アルコール関連問題学校セミナー

目 的 アルコールが心身に及ぼす影響について学ぶことで、未成年者の飲酒を防ぎ、成人後の適正飲酒とアルコール関連問題の発生予防を図ることを目的として開催した。
 主 催 大田西中学校・県央保健所（第1回） 隠岐島前高校（第2回） 桜江中学校（第3回）
 宍道中学校大野原分校・来待小学校大野原分校・わかたけ学園（第4回） 隠岐水産高校（第5回） 心と体の相談センター
 共 催 隠岐保健所（第2回、第5回） 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【第1回】

日 時 平成27年7月13日（月） 9：50～10：40
 会 場 大田西中学校
 参加者 1年生（55名）、教職員等
 内 容

- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
- ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講 師 県央保健所 保健師 宇都宮 拓也 氏

【第2回】

日 時 平成27年7月15日（水） 15：20～16：10
 会 場 隠岐島前高等学校
 参加者 全生徒（160名）、教職員等
 内 容

- ・隠岐圏域での飲酒予防に関する取り組み
報告者 隠岐保健所 島前保健環境課長 小室 俊子 氏
- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
- ・講義「未成年者の飲酒に関する調査結果とアルコールが心と体に与える影響」
講 師 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

【第3回】

日 時 平成27年10月29日（木） 13：50～14：50
 会 場 桜江中学校
 参加者 1年生・2年生（42名）、教職員等
 内 容

- ・セミナーの導入
担当 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志
- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

- ・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」
講 師 西川病院 精神保健福祉士 新家 望美 氏

【第4回】

- 日 時 平成27年12月18日（金） 13：30～14：30
会 場 宍道中学校大野原分校
参加者 全生徒（23名）、教職員等
内 容
 - ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講 師 ビ・フレンディング 精神保健福祉士 荒内 佑輔 氏

【第5回】

- 日 時 平成28年1月27日（水） 8：50～9：40
会 場 隠岐水産高等学校
参加者 3年生（45名）、教職員等
内 容
 - ・隠岐圏域での飲酒予防に関する取り組み
報告者 隠岐保健所 保健師 佐藤 良介 氏
 - ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「未成年者の飲酒に関する調査結果とアルコールが心と体に与える影響」
講 師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏

③アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修

- 目 的 本学校セミナーを各地域で開催できる環境をつくるため、学校セミナーの講師を担う人材の育成を図ることを目的として開催した。
主 催 心と体の相談センター
共 催 隠岐保健所（隠岐圏域会場） 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

【隠岐圏域島前地区会場】

- 日 時 平成27年7月15日（水） 15：20～16：10
会 場 隠岐島前高等学校
参加者 関係機関等（9名）
内 容
 - ・隠岐圏域での飲酒予防に関する取り組み
報告者 隠岐保健所 島前保健環境課長 小室 俊子 氏
 - ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 - ・講義「未成年者の飲酒に関する調査結果とアルコールが心と体に与える影響」
講 師 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

【雲南圏域会場】

- 日 時 平成27年7月30日（木） 13：30～16：00
会 場 雲南合同庁舎 501会議室
参加者 関係機関等（28名）
内 容
 - 1) 講義「島根県の未成年者の飲酒の状況と今後の課題」
心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志
 - 2) 学校セミナーの実演
 - ・体験発表Ⅰ～依存症当事者の立場からのメッセージ～
公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 - ・体験発表Ⅱ～依存症家族の立場からのメッセージ～

公益社団法人島根県断酒新生会 会員家族

・講義「アルコールの正しい知識」

海星病院 精神保健福祉士 矢野 喬夫 氏

3) グループに分かれての意見交換

【隠岐圏域島後地区会場】

日 時 平成28年1月27日（水） 8：50～9：40

会 場 隠岐水産高等学校

参加者 関係機関等（14名）

内 容 • 隠岐圏域での飲酒予防に関する取り組み

報告者 隠岐保健所 保健師 佐藤 良介 氏

• 体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

• 講義「未成年者の飲酒に関する調査結果とアルコールが心と体に与える影響」

講 師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏

④アルコール関連問題関係者会議

目 的 アルコール依存症への支援に関わる支援者が、家族支援において必要とされる視点や方法を学び、関係機関の普段のアルコール依存症の家族支援の一助となることを目的として開催した。

主 催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター

日 時 平成27年8月28日（金） 14：00～17：00

会 場 斐川文化会館 3階講義室

参加者 156名（断酒新生会、医療機関、相談支援事業所、市町村、保健所等）

内 容 テーマ「アルコール依存症の家族へのアプローチ～C R A F Tの視点を交えて～」

講 師 藍里病院 副院長 吉田 精次 氏

座 長 松江赤十字病院 精神神経科部長 室津 和男 氏

（2）思春期精神保健

思春期精神保健に関する知識の普及と相談に従事する諸機関に対する技術援助を目的として、思春期精神保健講座を開催しているが、平成27年度は自死対策事業の「自死対策等関係機関研修会」のテーマを若年層向けに「自死予防教育」としたため、当該研修会を思春期精神保健講座としての意味合いを持たせて開催した（詳細については、31ページ「自死対策等関係機関研修会」を参照。）。また、社会的ひきこもり支援として、思春期・青年期グループ、ひきこもり家族教室及びひきこもり家族のつどいを開催した。

①社会的ひきこもり支援

1) 小集団グループ活動 クローバー

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

対 象 主としてひきこもりの問題を抱え、社会参加が困難である中学卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎週木曜日 13：30～15：30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、カードゲームなど

〈開催状況〉

開 催 回 数	47 回
登 録 実 人 数	4 人
参 加 延 人 数	99 人
平均参加人数	2.1 人

〈登録者の男女別、性別内訳〉

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31～	合 計
男性	1	1		2	4
女性					
計	1	1		2	4

〈来所経路〉

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保 健 所	合 計
3		1		4

6. ギャンブル依存症相談関連事業

当センターでは、平成18年度からギャンブル関連問題に関する問題や対応などについて知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会や、家族支援の一環として家族教室を実施してきた。平成26年度は、ギャンブル関連問題の相談に関わる関係機関を対象に研修会を開催した。

【ギャンブル関連問題関係者セミナー】

目的 ギャンブル関連問題に関わる相談対応及び関係機関の連携がより充実していくために、関係者が病的ギャンブリングの基礎的な知識を得るとともに関係機関の役割を理解することを目的とした研修会を開催した。

日 時 平成27年10月16日（金） 13：30～16：00

会 場 松江合同庁舎 講堂

参加者 63名

内 容 講演 ギャンブリング障害の病態と介入

講師 河本 泰信氏

(独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 精神科 病的ギャンブリング診療研究部門)

7. 調査・研究事業

(1) 「未成年者のお酒に関するアンケート調査について」

① はじめに

未成年者の飲酒は心身に重大な害を及ぼす危険性があることから、島根県内でも関係機関が様々な機会を通じて未成年者の飲酒予防に取り組んできた。

島根県では、H16年度より、県立心と体の相談センター、公益社団法人島根県断酒新生会、山陰嗜癖行動研究会の3機関が共同して「未成年者のお酒に関するアンケート調査」を県内の中学・高校生を対象に5年毎に行っており、H26年度に3回目の調査を行った。

現在の中・高生の飲酒に関する実態を把握することに加え、過去の調査結果との比較を行うことで、その傾向を知り、関係機関が未成年者に対する効果的なアルコール教育や啓発のあり方を検討する資料とするため、本調査結果を報告する。

② 調査方法及び回答率

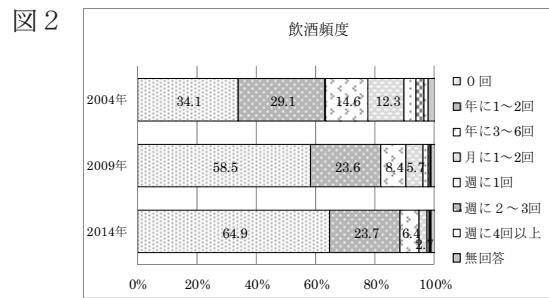
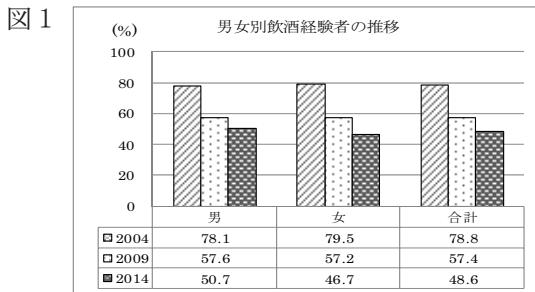
県内の各圏域内中学校1、3年生(11校)・高等学校2年生(10校)の計3,640名を対象とし、調査を実施した。回答率は全体で89.4%であった。

中・高生本人の飲酒実態や飲酒行動に関する要因や環境、またアルコールに関する意識と知識等について28個の設問を設定した。回答は準備された選択肢の番号を回答用紙に記入する形式とした(一部記述式あり)。またH26年度調査より、新たにノンアルコール飲料に関する項目を追加した。

③ 調査結果

〈1〉県内未成年者における飲酒経験、飲酒頻度、飲酒習慣の減少

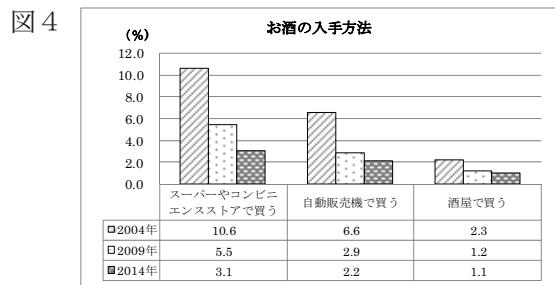
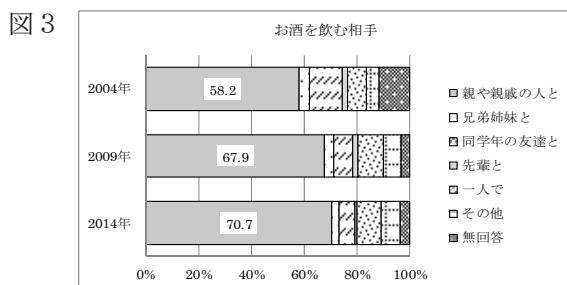
島根県内における未成年者の飲酒経験は過去2回の本調査（10年前、5年前）と比較して徐々に減少している（図1）。月に1回以上飲酒する習慣を持つ生徒も減少している（図2）。



〈2〉身近な大人からすすめられるお酒の現状

お酒を飲む際の相手としては、親・親戚等の身近な大人が関わっている割合（70.7%）が高いということが明らかになった（図3）。飲酒機会としては「冠婚葬祭、盆、正月、祭りなどの時」が多かった。

また、近年自動販売機での酒類販売の自粛、酒店コンビニ等における年齢確認の徹底等により、これらのルートからの入手は確実に減少してきている実態も分かった（図4）。



〈3〉ノンアルコール飲料の急速な普及

本調査では初めて「ノンアルコール飲料」にかかる質問項目を追加したが、約4割もの生徒が「飲んだことがある」と答え（図5）、約7割の生徒が「ノンアルコール飲料なら飲んでも良い」と答えている実態があった（図6）。また、ノンアルコール飲料を飲んだ経験がある生徒ほど実際の飲酒への興味があることが明らかになった（図7）。

ノンアルコール飲料は酒ではないため、未成年者が飲んでも法的には問題ないものの、本物のビールなどと間違えて飲んだり、ノンアルコール飲料を飲んだことをきっかけに、本物のお酒への興味が高まるという生徒もあり（いわゆる「ゲートウェイ効果」）、未成年者へのノンアルコール飲料の対応は今後の課題である。

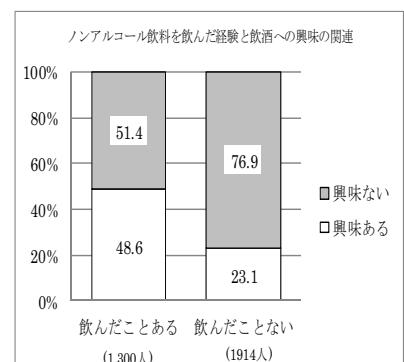
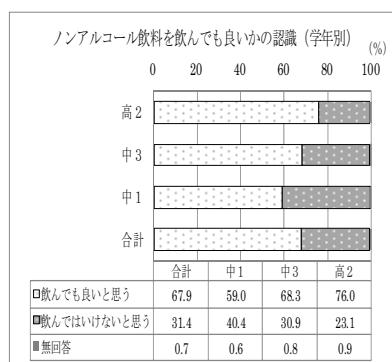
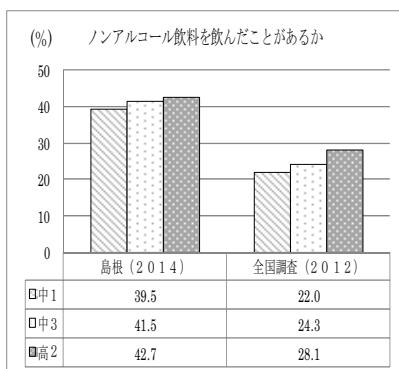


図5

図6

図7

〈4〉お酒の害に関する学校での学習

各学校でお酒の害に関する学習の機会は設けられており、その学習について学んだことがあると回答したものは7割を超えており。また、学習経験がある生徒ほど、未成年者の飲酒に対する害に正しい認識を持つ生徒が多いことも分かった（図8）。更に、飲酒の害に対する具体的な知識については、徐々に深まっているものがある一方で、誤った認識を持っていたり、十分に飲酒の害について理解出来ていない部分もあった（表1）。（例 妊娠中の飲酒が胎児に与える影響についての正答率 40.0%）

今後も引き続きアルコールの害に対する正しい認識の普及啓発が必要である。

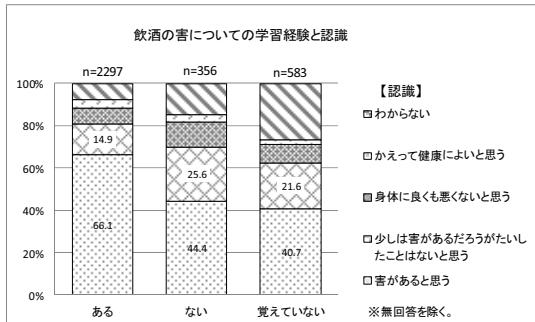


図8

2014年	回答	正当率（男子、女子）
1位	アルコール依存症になる	71.7% (65.4%、77.7%)
2位	急性アルコール中毒になる	65.8% (60.5%、70.9%)
3位	肝臓の病気になる	49.4% (46.9%、51.7%)
4位	生まれてくる赤ちゃんの障がい	40.0% (33.1%、46.5%)
5位	脳がちぢむ	36.3% (33.7%、38.8%)

表1

④ 今後の課題

本調査では、県内中・高校生における飲酒経験率が減少していること、また、お酒を飲む相手として、両親や親戚等の身近な大人が関係していることが明らかになった。

さらに、ノンアルコール飲料を飲んだ経験が飲酒への興味と関連していること、及び飲酒の害についての学習経験は未成年者の飲酒に関する問題意識と関連していることも分かった。

これらの調査結果は、未成年者の飲酒予防教育においては、正しい知識の普及と合わせ、好奇心に負げず、自身を大切にする気持ちを育む取り組みと、未成年者の身近な大人に対して焦点を当てた飲酒予防啓発活動の必要性を示している。

- ⑤ 研究発表 第56回（平成27年度）島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。
 第37回（平成27年度）日本アルコール関連問題学会にて発表した。
 第51回（平成27年度）全国精神保健センター研究協議会にて発表した。

8. 自死対策情報センター事業

（1）事業の概要

① 目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。

② 事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

（2）事業の実績及び成果

① 情報メール配信

自死対策連携推進員が情報の収集を行い、週に1回メールを利用して関係者に向けて情報発信する。ホームページ内の情報発信の充実。

② 圏域連絡調整会議

平成27年10月29日（木）13：30～16：00（松江）参加者28名

③ 人材育成研修

〈主催〉

1) 「自死対策等関係機関研修会」

日時：平成27年10月29日（木） 9：30～11：45

会場：くにびきメッセ 601大会議室

対象：医療、精神保健等の分野において自死対策に関わる相談業務に従事する者、教育関係者
(参加者100名)

内容：講演「子供に伝えたい自死予防

～学校における自殺予防教育導入の手引（文部科学省）をもとに～」

講 師 前安来市立母里小学校長 莉尾 玲子氏

2) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

日時：1日目 平成27年11月14日（土） 10：00～17：00

2日目 平成27年11月15日（日） 9：00～16：00

会場：出雲保健所 大会議室

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者（参加者33名）

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「気づく」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：平成27年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金（基盤研究（C））「精神保健従事者への遠隔教育モデルを含めた教育システムの構築」研究班の班員

3) 「元気行動回復プラン（WRAP）研修会」

日時：平成28年1月14日（木） 9：30～11：30

会場：松江合同庁舎 601会議室

対象：保健所等自死対策に関わる県行政担当者、島根県精神当事者連絡会メンバー等

（参加者32名）

内容：元気回復行動プラン（略称：WRAP）の体験

ファシリテーター 地域活動支援センターはるえ野センター長 増川 れてる氏

〈講師派遣〉

○松江市ゲートキーパー基礎研修（講師（保健師）向け）

主催：松江市

日時：平成27年7月8日（水）

対象：松江市職員（保健師）

○奥出雲町自殺対策連絡協議会研修会

主催：奥出雲町

日時：平成27年8月18日（火）

対象：奥出雲町自殺対策連絡協議会委員

○島根大学講義「健康スポーツ科学概論Ⅱ（自殺について）」

主催：島根大学

日時：平成28年1月7日（木）

対象：島根大学生

○シマネスクくにびき学園西部校研修

主催：島根県社会福祉協議会

日時：平成28年1月15日（金）

対象：シマネスクくにびき学園（島根県高齢者大学校）西部校学生

○シマネスクくにびき学園東部校研修

主催：島根県社会福祉協議会

日時：平成28年2月2日（火）

対象：シマネスクくにびき学園（島根県高齢者大学校）東部校学生

○松江圏域自死総合対策 かかりつけ医等研修会

主催：松江保健所

日時：平成28年2月19日（金）

対象：医療関係者等

④ 普及啓発

○リーフレット作成

①ストレスチェックリーフレット「『助けて』って言つていいんだよ。」を作成した。

②自死予防リーフレット「大切な人・身近な人に心を開いてもらう方法～自死を防ぐためにあなたができること～」を作成した。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

9. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム inしまね」を開催
- ・平成20年1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。

※平成25年度からは試行的な取組みとして、司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催している。平成27年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催している。

(2) 「自死遺族のための相談会」開催状況

目的　　自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会場　　いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主催　　心と体の相談センター

相談員　司法書士1名、相談判定課職員1～2名

開催日　　随時（相談者の希望に応じて調整）

実績　　相談件数3件

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

- ・開設時期 平成20年2月
- ・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分
- ・平成27年度実績 22件

(4) 平成27年度自死遺族支援研修会

日 時：平成28年2月8日（月）9：45～12：00

場 所：くにびきメッセ 501大会議室

対 象：行政、医療・精神保健分野の専門家、法律の専門家、各種相談機関に従事する者、

自死遺族支援に関連する団体の関係者（参加者82名）、その他報道機関4名

内 容：講演「当事者の声の発信をどう手助けするか

～自死遺族、震災被災者への地元紙の報道から～」

講 師：河北新報社 編集局 編集委員 寺島 英弥氏

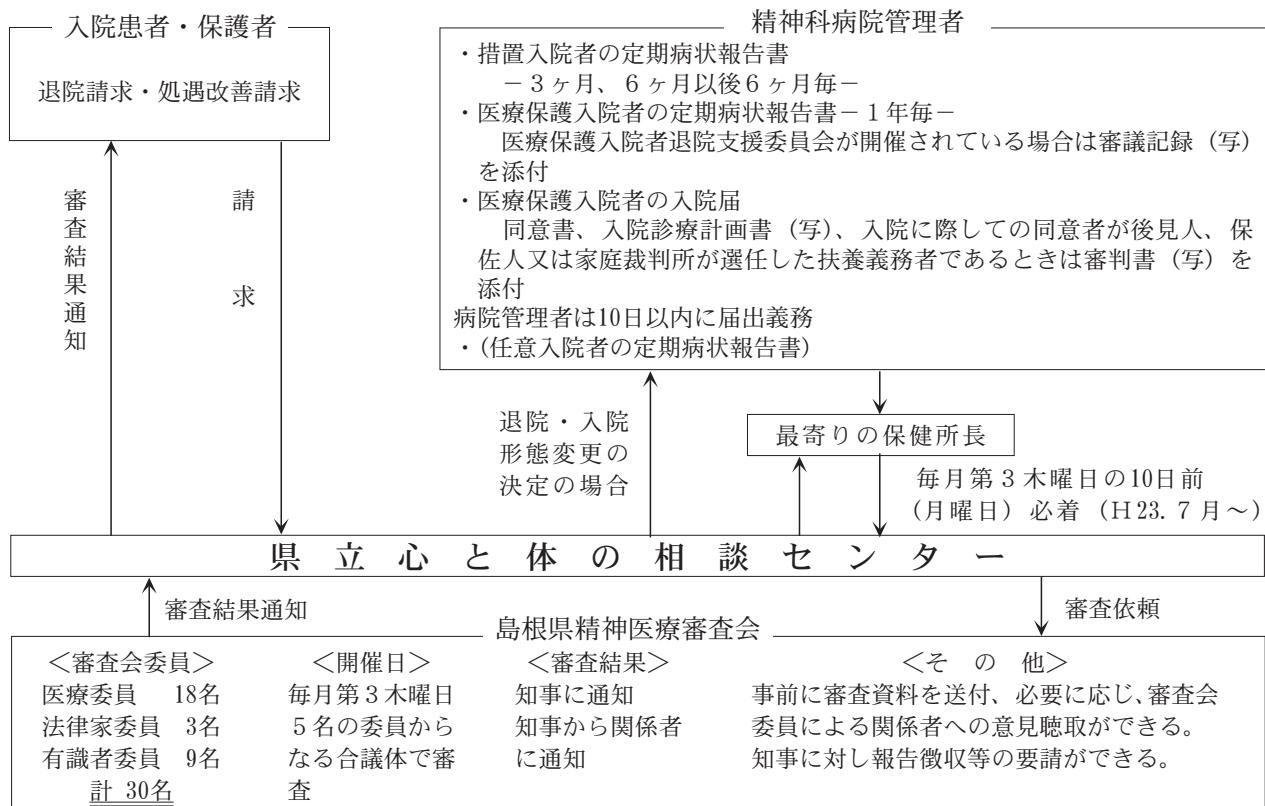
10. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

①定期の報告等

		審査件数	審査結果件数		
			現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出					
23年度		1,213	1,213	0	0
24年度		1,250	1,250	0	0
25年度		1,214	1,214	0	0
26年度		1,210	1,210	0	0
27年度		1,208	1,208	0	0
入院中の定期病状報告	医療保護入院				
	23年度		881	881	0
	24年度		890	890	0
	25年度		832	832	0
	26年度		857	857	0
	27年度		854	854	0
措置入院	措置入院				
	23年度		14	14	0
	24年度		18	18	0
	25年度		18	18	0
	26年度		19	19	0
	27年度		8	8	0
合計					
23年度		2,108	2,108	0	0
24年度		2,158	2,158	0	0
25年度		2,064	2,064	0	0
26年度		2,086	2,086	0	0
27年度		2,070	2,070	0	0

②退院等の請求

	請求件数	審査件数	審査結果件数			
			入院又は処遇が適当	他の入院形態への移行が適当	入院又は処遇は不適当	
退院の請求						
23年度		31	31	31	0	
24年度		29	21	21	0	
25年度		26	24	24	0	
26年度		25	22	22	0	
27年度		22	22	22	0	
処遇改善の請求						
23年度		5	5	5	0	
24年度		8	7	7	0	
25年度		7	6	6	0	
26年度		11	9	9	0	
27年度		7	6	6	0	
合計						
23年度		36	36	36	0	
24年度		37	28	28	0	
25年度		33	30	30	0	
26年度		36	31	31	0	
27年度		29	28	28	0	

11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 平成27年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成11年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月2回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。

(2) 平成27年度月別承認状況

下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）月別承認件数

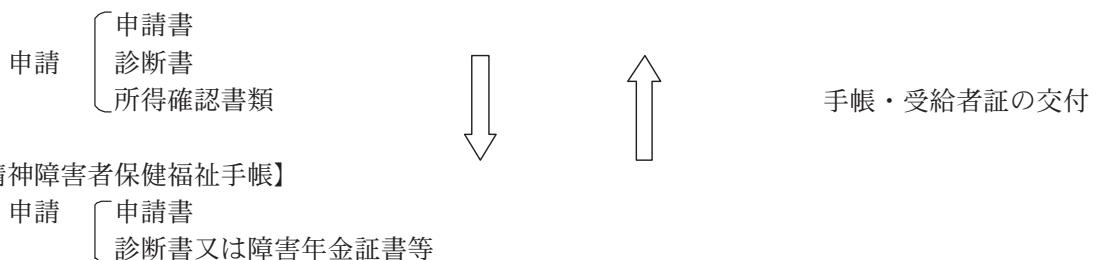
月	手 帳		精神通院医療 承 認 件 数
	承 認 件 数	うち診断書	
4月	286	142	1,335
5月	248	118	1,076
6月	267	192	1,604
7月	265	122	1,142
8月	274	166	1,316
9月	209	107	1,029
10月	217	124	1,065
11月	232	140	1,267
12月	298	136	1,146
1月	234	144	1,106
2月	306	179	1,868
3月	213	157	1,423
計	3,049	1,727	15,377

(平成28年6月30日作成)

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ

申 請 者 (本人・保護者)

【自立支援医療（精神通院医療）】



市 町 村

* 申請書受理・書類確認



* 書類判定（精神手帳等審査会 等）

「高次脳機能障がい県支援拠点編」

◇ 高次脳機能障がい県支援拠点編

平成19年度から新規事業として高次脳機能障がい者支援事業が立ち上げられた。

当センターは県支援拠点として、関係機関等との連携確保・連絡調整の役割を受け持ち、支援コーディネーター連絡会議の開催、関係機関へ向けた啓発を行っている。

あわせて、相談支援コーディネーター業務及び圏域相談支援拠点業務を委託して、次のような活動を行っている。

1. 相談支援コーディネーター業務

(1) 圏域拠点会議への参加

県支援コーディネーター（エスポアール出雲クリニック）がネットワーク会議に参加して、国の動向及び県の施策等について情報提供を行うとともに、事例を通して、各関係機関のネットワークのあり方について助言を行った。

また、ケース・カンファレンスに参加して、事例を掘り下げて検討することで、高次脳機能障がい者への有効な支援を探った。

<ネットワーク会議>

各圏域ネットワーク会議（2-(3)参照）へ参加

<ケース会議>

各圏域ケース会議（2-(4)参照）に参加し、助言を行った。

(2) 普及啓発

関係機関の職員等を対象にした研修会へ、県支援コーディネーターを講師等として派遣を行った。

とき	名 称（主催者）	対 象 者	人 数
5月15日	高次脳機能障がい者支援ネットワーク会議 勉強会 (亀の子サポートセンター)	医療、福祉、行政関係者等	24名
6月3日	高次脳機能障がい者支援ネットワーク会議 勉強会 (そよ風館)	医療、福祉、行政関係者等	28名
6月9日	高次脳機能障がい研修会 (NPO法人ふきのとう)	法人職員	68名
6月19日	高次脳機能障がい院内研修会（松江青葉病院）	病院職員	56名
7月3日	雲南圏域高次脳機能障がい者支援研修会 (そよかぜ館)	福祉関係者、行政職員等	30名
8月8日	平成27年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会 (東部島根医療福祉センター・島根県)	行政・保健・医療・福祉・教育関係者・当事者・家族	111名
9月4日	雲南圏域高次脳機能障がい者支援研修会 (そよかぜ館)	ヘルパー事業所職員	20名
10月20日	第5回まつえ障がい児・者ボランティア講座 (松江市社会福祉協議会)	ボランティア等	10名
10月30日	平成27年度南渡島高次脳機能障がい者支援者学習会 (北海道渡島総合振興局保健環境部)	支援関係者	22名
10月31日	函館脳外傷リハビリテーション講習会 (函館脳外傷リハビリテーション講習会実行委員会)	支援関係者	115名
11月14日	平成27年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会 (島根県、西部島根医療福祉センター)	行政・保健・医療・福祉・教育関係者・当事者・家族	84名

12月17日	松江圏域高次脳機能障がい研修会 (厚生センター相談支援事業所)	サービス提供事業所職員等	27名
1月29日	松江圏域高次脳機能障がい研修会 (厚生センター相談支援事業所)	サービス提供事業所職員等	37名
3月22日	福祉推進員研修会	法吉地区福祉推進員	40名

(3) 家族支援

県支援コーディネーターとして家族会活動、家族のつどい、サロン相談会等に参加した。

とき	ところ	内 容
4月27日	出雲市	らぶらぶコンサート 実行委員会
7月6日		
7月27日		
5月24日	松江市	脳外傷友の会 通常総会
6月27日	出雲市	つどい

とき	ところ	内 容
7月20日	松江市	らぶらぶコンサート
10月15日	松江市	つどい
12月18日	大田市	つどい
1月30日	出雲市	つどい

2. 圏域相談支援拠点業務

(1) 圏域相談支援拠点の新規相談者数

新規者	実人員	(再掲) 新規者の相談経路						
		医療機関	障がい者 支援事業所	介護保険 事 業 所	保健所	市町村	その他	なし
人員	76	39	4	10	0	8	7	8

(2) 相談のべ件数

	電 話	来 所	訪 問	そ の 他	計
本人・家族	1,079	1,490	389	441	3,399
関係機関	1,629	271	158	503	2,561
計	2,708	1,761	547	944	5,960

(3) ネットワーク会議

圏域名	開催月日	参 加 者
松 江	5月20日	27人
	8月19日	22人
	11月25日	22人
	2月10日	21人
雲 南	6月3日	28人
	12月2日	29人
出 雲	4月8日	38人
	6月17日	43人
	8月19日	38人
	10月21日	33人
	12月16日	40人
	2月10日	42人

圏域名	開催月日	参 加 者
大 田	5月15日	24人
	8月25日	19人
	11月13日	26人
	2月12日	27人
浜 田	7月7日	20人
	3月1日	20人
益 田	5月29日	29人
	9月11日	29人
	2月26日	26人
隱 岐	7月14日	12人
	7月15日	8人

(4) その他主催した会合・研修会等

研修会・講習会		ケース会議		家族会・交流会	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
17	900	124	701	17	215

3. 連携確保・連絡調整

(1) 支援コーディネーター連絡会議開催

各圏域相談支援拠点の支援コーディネーターの技術向上と均衡を図ることを目的として連絡会議を開催した。

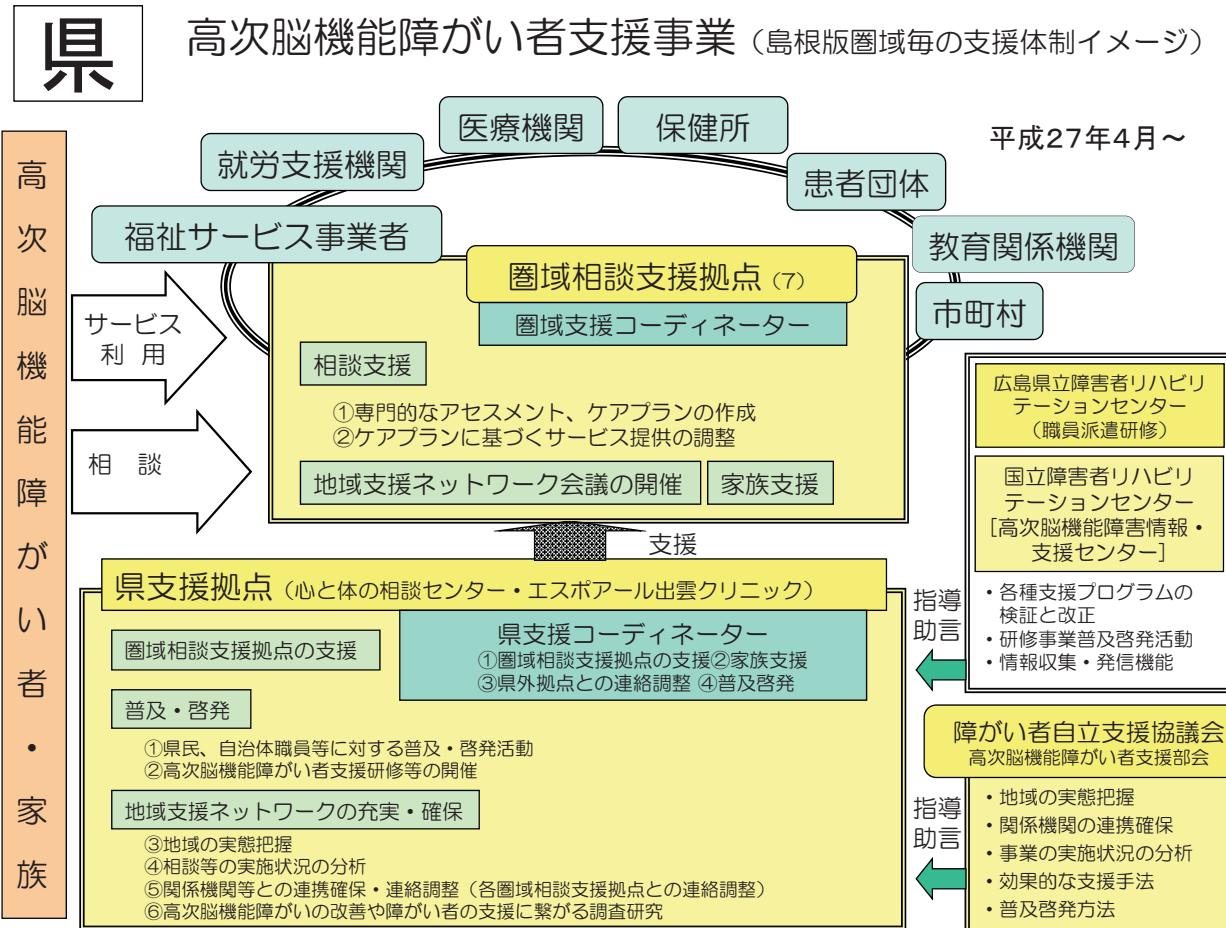
(参加者) 圏域相談支援拠点の支援コーディネーター、県支援コーディネーター、保健所職員

(内容) 各圏域の状況報告等

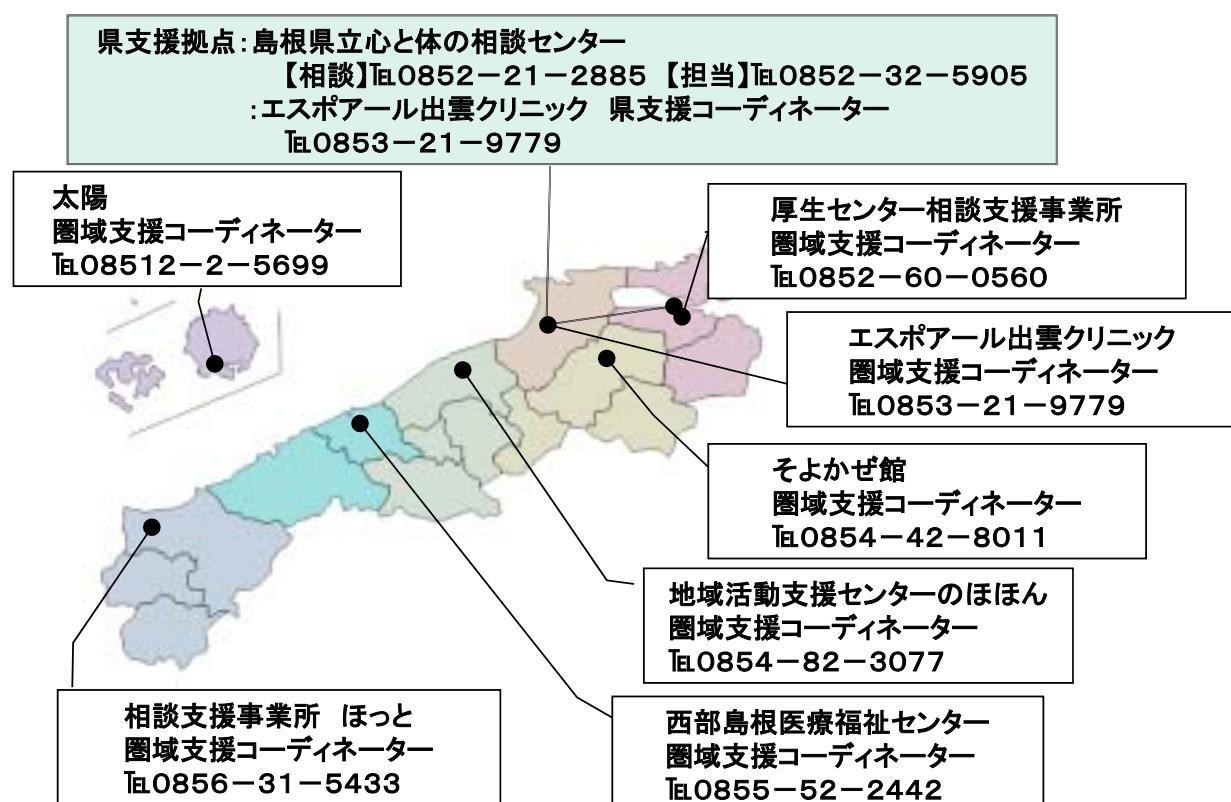
第1回	平成27年5月12日（火）	場所：いきいきプラザ島根 401会議室 参加人数：20名
第2回	平成27年10月14日（水）	場所：いきいきプラザ島根 405会議室 参加人数：22名

(2) 関係機関へ向けた啓発

とき	名称（主催者）	対象者	人数
8月8日	平成27年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会 (島根県、東部島根医療福祉センター)	行政・保健・医療・福祉・教育関係者・当事者・家族	111名
11月14日	平成27年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会 (島根県、西部島根医療福祉センター)	行政・保健・医療・福祉・教育関係者・当事者・家族	84名
3月6日	平成27年度高次脳機能障害地域支援ネットワーク中国ブロック研修会 (鳥取県、鳥取大学医学部付属病院)	関係機関職員・当事者・家族	70名



島根県高次脳機能障がい者支援事業 県支援拠点・圏域相談支援拠点の設置状況



「ひきこもり支援センター編」

◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成25年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は1,040人であった。また、男性が多く40歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成27年4月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行ってきた。

(1) 電話相談・来所相談

①電話相談・来所相談件数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
来所相談実人数	17	18	18	13	13	19	15	7	10	21	69
電話相談件数									31	96	

※自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね6ヶ月以上続いている者に関する相談を計上している。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者については除外している。

②相談対象者の内訳

年齢階層	来所・実人数			来所・延人数
	男性	女性	計	
10代	17	0	17	85
20代	16	6	22	122
30代	22	3	25	70
40代以上	5	0	5	5
計	60	9	69	282

- ・ひきこもり支援センターを開設してから、H27年度は例年の約3倍の相談を受けている。
- ・ひきこもっている相談対象者の内訳として、男性が約8割以上を占めており、10~30代の相談が多い。また、40代以上の相談も少なくない。

(2) 小集団グループ活動クローバー

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

対象 主としてひきこもりの問題を抱え、社会参加が困難である中学卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎週木曜日 13:30~15:30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、カードゲームなど

〈開催状況〉

開催回数	47回
登録実人数	4人
参加延人数	99人
平均参加人数	2.1人

〈登録者の男女別、性別内訳〉

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	1	1	0	2	4
女性					
計	1	1	0	2	4

〈来所経路〉

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
3		1		4

(3) 家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

会 場		開催日	参加人数	申込実人数	家 族 数
松江 (いきいきプラザ島根)	第1回	H27. 7. 14	25名	25名	21家族
	第2回	H27. 9. 8	13名		
	第3回	H27. 10. 13	13名		
	第4回	H27. 11. 17	19名		
出雲 (出雲保健所)	第1回	H27. 7. 22	16名	20名 (雲南、県央の合流者除く)	17家族 (雲南、県央の合流者除く)
	第2回	H27. 9. 18	14名		
	第3回	H27. 10. 23	18名		
	第4回	H27. 11. 20	18名		
浜田 (浜田保健所)	第1回	H27. 7. 6	13名	19名 (県央の合流者除く)	12家族 (県央の合流者除く)
	第2回	H27. 9. 4	11名		
	第3回	H27. 10. 2	10名		
	第4回	H27. 11. 6	9名		
益田 (益田合同庁舎)	第1回	H27. 7. 30	6名	8名	6家族
	第2回	H27. 9. 30	5名		
	第3回	H27. 10. 26	5名		
	第4回	H27. 11. 30	5名		
雲南(雲南保健所)	第1回	H27. 8. 21	9名	12名	10家族
県央(県央保健所)	第1回	H27. 8. 24	13名	13名	10家族
隠岐(島前)	第1回	H27. 6. 9	0名	0名	0家族
隠岐(島後) (隠岐合同庁舎)	第1回	H27. 6. 10	1名	1名	1家族
			参加延人	申込実人数合計	申込実家族数合計
			223名	98名	77家族

(4) 家族会支援

①島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

〈職員の例会出席〉

H27. 4. 18、H27. 5. 9、H27. 6. 20、H27. 7. 11、H27. 8. 22、H27. 10. 24、H27. 11. 14、
H27. 12. 19、H28. 1. 9、H28. 2. 20 計10回出席

〈他県視察〉

目的 島根県におけるひきこもり支援の充実を図るために、山口県のひきこもり家族会「K H J 山口県きらら会」、当事者会「みかんの会」および、フリースペース「和の家」の訪問視察を行った。

日 程 平成27年12月20日（日）13：00～16：30 「きらら会」例会会場
平成27年12月21日（月）9：45～11：00 和の家

参加者 • 島根家族会 : 会員3名
• 島根県立心と体の相談センター : 職員3名

②家族のつどい開催

目的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。

開催時間 各会場 13：30～15：30

※平成28年1月以降から、出雲会場・浜田会場についても実施。

〈松江会場〉 いきいきプラザ島根2階 201研修室

日 程	H27. 4. 21	H27. 6. 16	H27. 8. 18	H27. 10. 20	H27. 12. 15	H28. 2. 16
参加人数	8名	2名	1名	3名	0名	2名

延人数16名 実人数9名

〈出雲会場〉 出雲保健所

日 程	H28. 1. 29	H28. 3. 18
参加人数	5名	5名

延人数10名 実人数8名

〈浜田会場〉 浜田合同庁舎別館（浜田保健所）3階 多目的室

日 程	H28. 1. 15	H28. 3. 4
参加人数	4名	5名

延人数9名 実人数5名

(5) 市町村等への技術支援・研修の実施

①困難事例に関する市町村への技術援助等

出張相談 : 3回（2ケース）

ケース会議出席：3回（2ケース）

②ひきこもり支援マニュアルの作成

1000部作成（各保健所、市町村、子ども若者支援センター、サポステ等に送付）

③支援者向け研修の開催（専門人材の育成）

	場 所	日 付	参加人数		
松江	いきいきプラザ島根	H28. 3. 14	36名		
出雲	出雲保健所	H28. 2. 22	30名		
雲南	雲南合同庁舎	H28. 2. 12	29名		
県央	大田集合庁舎	H28. 2. 10	29名		
浜田	浜田保健所	H28. 2. 5	25名		
益田	益田合同庁舎	H28. 1. 18	31名		
隱岐（島前）	隱岐島前集合庁舎	①H27. 6. 9 ②H28. 2. 1	①10名 ②18名	①10名	①18名
隱岐（島後）	隱岐合同庁舎	①H27. 6. 10 ②H28. 2. 2	①24名 ②13名	①24名	②13名

(6) 圏域ネットワークの立ち上げ

①島根県ひきこもり支援連絡協議会

目 的 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりに対する支援の充実を図るため、島根県ひきこもり支援連絡協議会を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他ひきこもり支援に関連する分野の関係機関等が連携することにより、総合的なひきこもり支援の取り組みを進める。（島根県子ども・若者支援地域協議会と合同開催）

開催日時 平成27年7月15日 10:30～12:10

場 所 職員会館2階多目的ホール

構成機関 教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、子ども・若者総合相談窓口など44機関

参 加 者 53名

②圏域支援ネットワーク会議

目 的 ひきこもり支援に関して各圏域において各関係機関が連携を深めていくこと、また相談支援体制の向上を目的に開催した。

	場 所	日 付	参加人数
松江	いきいきプラザ島根	H28. 3. 14	13名
出雲	出雲保健所	H28. 2. 22	10名
雲南	雲南合同庁舎	H28. 2. 12	14名
県央	大田集合庁舎	H28. 2. 10	19名
浜田	浜田保健所	H28. 2. 5	16名
益田	益田合同庁舎	H28. 1. 18	17名
隱岐（島前）	隱岐島前集合庁舎	H28. 2. 1	9名
隱岐（島後）	隱岐合同庁舎	H28. 2. 2	10名

(7) 広報啓発

①リーフレット作成

7000部作成（各保健所、市町村、子ども若者支援センター、サポステ等に送付）

②ひきこもり支援研修会

日 時 平成28年1月25日（月） 13：30～15：20

会 場 ビッグハート出雲 白のホール

参加者 304名

内 容 ・活動報告「島根県ひきこもり支援センターにおけるひきこもり支援の取り組み」

報告：島根県立心と体の相談センター相談判定課長 嶋田 隆

・講演「ひきこもりの理解と支援」

講師：筑波大学大学院 社会精神保健学 教授 斎藤 環氏

③ひきこもり支援研修会～働くないお子さんのためのライフプランセミナー～

日 時 平成28年3月11日（金） 13：30～15：30（研修会）

16：00～17：00（家族会との意見交換会）

会 場 ビッグハート出雲 白のホール（研修会）

会議室（家族会との意見交換会）

主 催 島根家族会、島根県ひきこもり支援センター

参加者 164名

内 容 講演「ひきこもりの子を持つ親の生活設計」

講師：浜田 裕也氏（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー）

III 資料

III 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号

(改正 平成18年条例第16号)

(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 别	使 用 料 又 は 手 数 料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されこととされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

平成28年4月1日現在

市町村名	課 名	電 話	F A X	管 内		
				児童相談所	保 健 所	年金事務所
松 江 市	障がい者福祉課	0852-55-5304	0852-55-5309	中 央	松 江	松 江
浜 田 市	地 域 福 祉 課	0855-25-9322	0855-23-4922	浜 田	浜 田	浜 田
出 雲 市	福 祉 推 進 課	0853-21-6959	0853-21-6598	出 雲	出 雲	出 雲
益 田 市	生 活 福 祉 課	0856-31-0251	0856-31-8120	益 田	益 田	浜 田
大 田 市	地 域 福 祉 課	0854-83-8143	0854-82-9730	浜 田	県 央	出 雲
安 来 市	福 祉 課	0854-23-3217	0854-32-9008	中 央	松 江	松 江
		0854-23-3216				
江 津 市	健 康 医 療 対 策 課	0855-52-2501	0855-52-1374	浜 田	浜 田	浜 田
雲 南 市	長 寿 障 が い 福 祉 課	0854-40-1042	0854-40-1049	出 雲	雲 南	松 江
奥 出 雲 町	福 祉 事 務 所	0854-54-2541	0854-54-2030			
飯 南 町	福 祉 事 務 所	0854-72-1773	0854-72-1775	浜 田	県 央	浜 田
川 本 町	健 康 福 祉 課	0855-72-0633	0855-72-1136			
美 郷 町	健 康 福 祉 課	0855-75-1931	0855-75-1505	益 田	益 田	松 江
邑 南 町	福 祉 課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津 和 野 町	健 康 福 祉 課	0856-72-0673	0856-72-1650	中 央	隱 岐	松 江
吉 賀 町	保 健 福 祉 課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海 士 町	健 康 福 祉 課	08514-2-1823	08514-2-0208	中 央	隱 岐	松 江
西 ノ 島 町	健 康 福 祉 課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知 夫 村	村 民 福 祉 課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隱岐の島町	福 祉 課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳 ① 市町村別：年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）

平成28年3月31日現在

区分	市町村	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合計								
		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上						
		18歳未満	65歳以上																			
安来市	800	17	629	287	1	239	419	2	355	911	0	822	182	0	148	210	4	186	2,809	24	2,379	
江津市	472	1	354	200	1	154	258	0	219	416	2	354	108	0	93	147	4	128	1,601	8	1,302	
雲南市	769	11	609	275	6	204	389	6	335	615	1	532	102	0	82	213	1	169	2,363	25	1,931	
奥出雲町	228	3	180	102	1	85	134	1	120	225	2	194	53	0	37	77	0	67	819	7	683	
川本町	76	1	60	45	0	33	44	0	41	61	0	56	25	0	21	26	0	20	277	1	231	
美郷町	101	2	81	52	0	43	63	0	54	101	0	89	32	0	27	31	1	31	443	4	373	
邑南町	199	1	159	111	0	95	135	0	111	191	1	162	64	0	52	72	0	61	772	2	640	
津和野町	180	3	149	80	2	62	98	0	83	167	0	140	60	0	48	60	0	53	645	5	535	
吉賀町	125	0	100	50	0	42	88	1	77	134	1	118	46	0	35	66	0	62	509	2	434	
海士町	42	0	36	37	0	31	40	0	37	83	0	77	21	0	20	23	0	17	246	0	218	
西ノ島町	52	0	41	28	0	22	46	1	44	69	0	61	17	0	15	29	0	26	241	1	209	
知夫村	13	0	13	11	0	10	15	0	14	27	0	26	10	0	10	13	0	13	89	0	86	
隱岐の島町	262	4	204	113	1	89	139	0	112	206	2	174	45	0	40	56	0	51	821	7	670	
構成比	11,858	225	9,029	4,902	78	3,638	5,825	58	4,814	9,436	39	7,924	2,347	5	1,821	3,130	38	2,619	37,498	443	29,845	
合計	31.6%	50.8%	30.3%	13.1%	17.6%	12.2%	15.5%	13.1%	16.1%	25.2%	8.8%	26.6%	6.3%	1.1%	6.1%	8.3%	8.6%	8.8%	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上

(2)-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在

市町村	区分	視覚機能障害				聴覚・平衡機能障害				音声・言語・そしゃく機能障害				肢体不自由				内部障害				合計	
		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上		18歳未満		65歳以上		18歳未満	
松江市	市	578	3	394	970	26	750	107	0	62	5,009	95	3,736	2,355	33	1,877	9,019	157	6,819				
浜田市	市	205	0	168	308	9	251	41	0	25	1,833	14	1,446	699	5	570	3,086	28	2,460				
出雲市	市	611	5	476	928	23	752	116	0	72	4,319	50	3,360	2,165	33	1,678	8,139	111	6,338				
益田市	市	215	2	172	417	7	358	30	0	21	1,757	17	1,398	613	13	494	3,032	39	2,443				
大田市	市	194	0	156	253	3	214	37	1	23	1,167	12	925	556	4	453	2,207	20	1,771				
安来市	市	160	1	135	500	3	474	34	0	25	1,443	18	1,176	672	2	569	2,809	24	2,379				
江津市	市	127	0	110	197	4	175	23	1	15	877	3	689	377	0	313	1,601	8	1,302				
雲南市	市	147	1	112	267	6	227	28	0	21	1,339	12	1,089	582	6	482	2,363	25	1,931				
奥出雲町	町	61	1	48	96	1	86	8	0	6	482	4	394	172	1	149	819	7	683				
飯南町	町	33	0	27	32	2	25	5	0	1	264	1	232	109	1	88	443	4	373				
川本町	町	19	0	15	36	0	33	4	0	4	156	1	123	62	0	56	277	1	231				
美郷町	町	29	0	23	46	0	45	2	0	2	222	1	185	81	1	68	380	2	323				
邑南町	町	50	0	38	78	0	71	15	0	7	455	2	370	174	0	154	772	2	640				
津和野町	町	50	0	45	70	0	63	7	0	2	363	4	288	155	1	137	645	5	535				
吉賀町	町	39	0	31	81	0	73	8	0	6	278	1	238	103	1	86	509	2	434				
海士町	町	21	0	19	28	0	24	2	0	1	156	0	139	39	0	35	246	0	218				
西ノ島町	町	17	0	16	41	0	36	3	0	3	142	1	120	38	0	34	241	1	209				
知夫村	村	4	0	3	15	0	15	1	0	1	52	0	51	17	0	16	89	0	86				
隱岐の島町	町	81	0	74	85	0	75	16	1	11	429	4	338	210	2	172	821	7	670				
合計		2,641	13	2,062	4,448	84	3,747	487	3	308	20,743	240	16,297	9,179	103	7,431	37,498	443	29,845				
構成比		7.0%								11.9%						55.3%						24.5%	

(2)~2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在

区 分 市町村	視覚機能障害				聴覚・平衡機能障害				音声・言語・ぞしゃく機能障害				肢 体 不 自 由				内 部 障 害				合 計			
	男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女	
松 江 市	578	271	307	970	396	574	107	74	33	5,009	2,053	2,956	2,355	1,227	1,128	9,019	4,021	4,998						
浜 田 市	205	78	127	308	131	177	41	33	8	1,833	769	1,064	699	374	325	3,086	1,385	1,701						
出 雲 市	611	270	341	928	433	495	116	78	38	4,319	1,955	2,364	2,165	1,223	942	8,139	3,959	4,180						
益 田 市	215	94	121	417	161	256	30	21	9	1,757	804	953	613	341	272	3,032	1,421	1,611						
大 田 市	194	83	111	253	107	146	37	28	9	1,167	510	657	556	306	250	2,207	1,034	1,173						
安 来 市	160	68	92	500	222	278	34	28	6	1,443	669	774	672	369	303	2,809	1,356	1,453						
江 津 市	127	56	71	197	82	115	23	21	2	877	387	490	377	190	187	1,601	736	865						
雲 南 市	147	67	80	267	120	147	28	20	8	1,339	567	772	582	328	254	2,363	1,102	1,261						
奥 出 雲 町	61	21	40	96	38	58	8	7	1	482	181	301	172	104	68	819	351	468						
飯 南 町	33	13	20	32	15	17	5	4	1	264	109	155	109	58	51	443	199	244						
川 本 町	19	9	10	36	14	22	4	4	0	156	62	94	62	32	30	277	121	156						
美 郷 町	29	9	20	46	16	30	2	2	0	222	93	129	81	46	35	380	166	214						
邑 南 町	50	19	31	78	31	47	15	10	5	455	208	247	174	106	68	772	374	398						
津 和 野 町	50	22	28	70	23	47	7	4	3	363	168	195	155	80	75	645	297	348						
吉 賀 町	39	20	19	81	38	43	8	4	4	278	116	162	103	60	43	509	238	271						
海 土 町	21	10	11	28	14	14	2	1	1	156	60	96	39	22	17	246	107	139						
西 ノ 島 町	17	7	10	41	17	24	3	3	0	142	45	97	38	21	17	241	93	148						
知 夫 村	4	3	1	15	7	8	1	1	0	52	13	39	17	10	7	89	34	55						
隱岐の島町	81	31	50	85	34	51	16	10	6	429	172	257	210	111	99	821	358	463						
合 計	2,641	1,151	1,490	4,448	1,899	2,549	487	353	134	20,743	8,941	11,802	9,179	5,008	4,171	37,498	17,352	20,146						

③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）

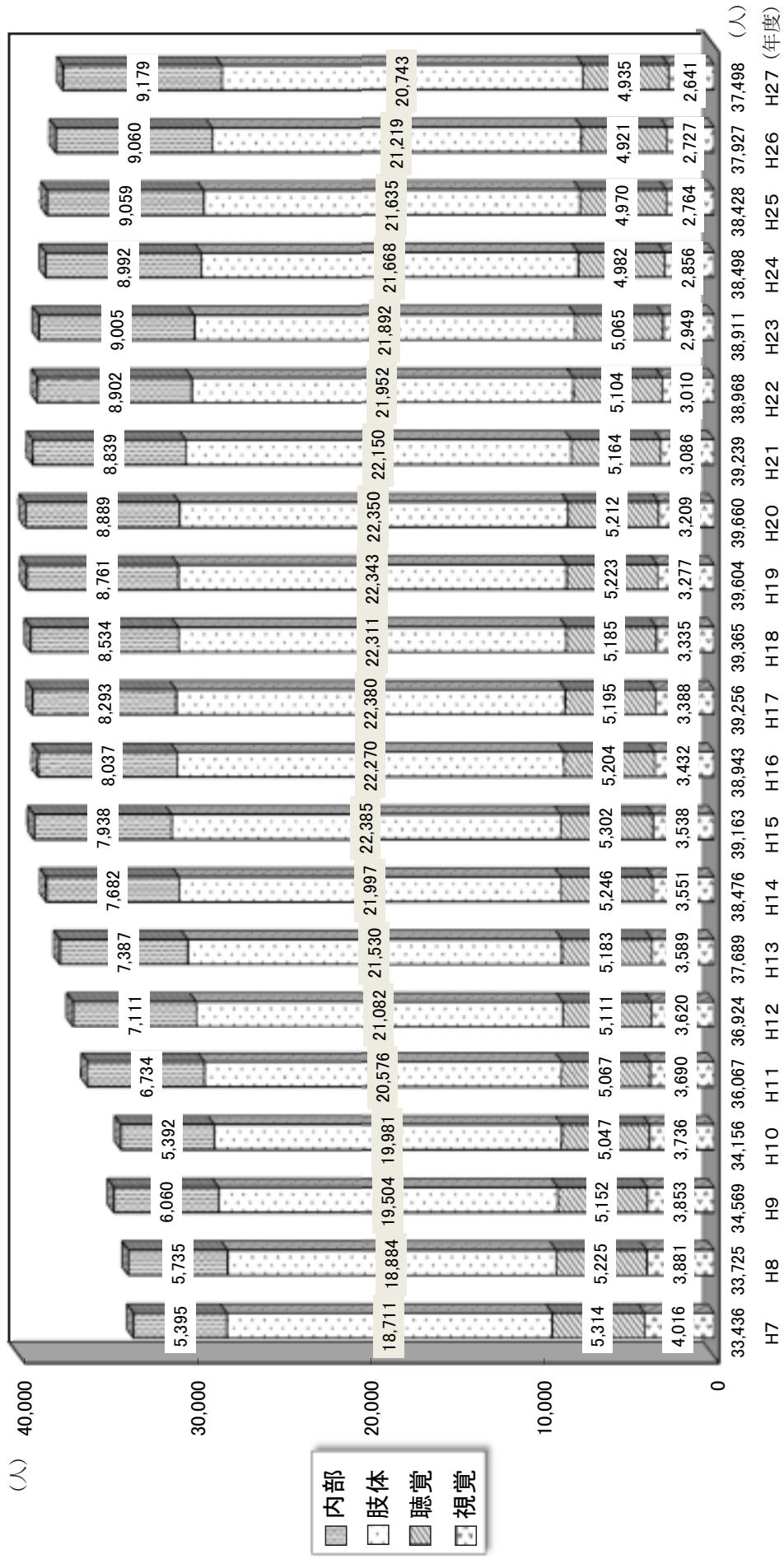
身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在

		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合 計		
		18 歳 未 満 上 限	65 歳 以 上													
視 哀 機 能 障 害	870	5	655	768	2	597	182	4	147	176	0	142	361	2	272	284
聽 哀 ・ 平 衡 機 能 障 害	214	3	134	797	33	546	541	5	462	955	8	871	21	0	13	1,920
聽 哀	214	3	134	793	33	543	527	5	453	955	8	871	4	0	4	1,920
平 衡 機 能	0	0	0	4	0	3	14	0	9	0	0	17	0	9	0	0
音 声 ・ 言 語 ・ そしやく機能障害	5	0	4	31	0	25	263	1	190	188	2	89	0	0	0	0
肢 体 不 自 由	4,301	164	3,001	3,238	42	2,419	3,948	16	3,315	6,365	12	5,377	1,965	3	1,536	926
上 肢	1,820	30	1,395	1,407	12	1,054	777	5	520	765	5	594	649	2	541	390
下 肢	607	20	420	866	14	657	2,680	6	2,416	5,534	6	4,738	908	0	671	520
全 体	1,706	63	1,181	934	6	707	479	4	377	58	0	45	401	1	324	9
脳 原 性 運 動 機 能 障 害	168	51	5	31	10	1	12	1	2	8	1	0	7	0	0	7
上 肢 機 能	114	36	5	18	3	1	11	1	2	7	1	0	6	0	0	4
移 動 機 能	54	15	0	13	7	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3
内 部 障 害	6,468	53	5,235	68	1	51	891	32	700	1,752	17	1,445	0	0	0	0
心 臟 機 能 障 害	4,471	40	3,900	35	0	27	519	23	390	326	12	223	0	0	0	0
じ ん 臟 機 能 障 害	1,781	4	1,181	9	0	9	57	0	45	14	0	12	0	0	0	0
呼 吸 器 機 能 障 害	167	4	134	13	0	11	219	2	202	102	0	94	0	0	0	0
ぼうこう・直腸機能障害	8	0	7	3	1	1	83	6	60	1,296	5	1,116	0	0	0	0
小 腸 機 能 障 害	6	1	4	0	0	0	4	1	1	6	0	0	0	0	0	0
免 疫 機 能 障 害	4	0	5	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
肝 臟 機 能 障 害	31	4	9	3	0	3	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0
合 計	11,858	225	9,029	4,902	78	3,638	5,825	58	4,814	9,436	39	7,924	2,347	5	1,821	3,130
															38	2,619
															37	4
															443	29,845

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

平成28年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳

① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成28年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県 計	15,161	1,388	3,428	1,188	6,004
松江保健所管内	5,664	415	1,290	443	2,148
松江市	4,836	338	1,091	366	1,795
安来市	828	77	199	77	353
雲南保健所管内	1,167	78	194	75	347
雲南市	804	52	118	42	212
奥出雲町	253	15	52	24	91
飯南町	110	11	24	9	44
出雲保健所管内	3,815	373	778	220	1,371
出雲市	3,815	373	778	220	1,371
県央保健所管内	1,041	145	349	105	599
大田市	681	109	243	60	412
川本町	71	9	26	7	42
美郷町	99	16	26	13	55
邑南町	190	11	54	25	90
浜田保健所管内	1,850	173	444	211	828
浜田市	1,248	127	312	139	578
江津市	602	46	132	72	250
益田保健所管内	1,174	139	276	113	528
益田市	874	113	216	84	413
津和野町	151	14	36	13	63
吉賀町	149	12	24	16	52
隱岐保健所管内	450	65	97	21	183
海士町	45	18	17	5	40
西ノ島町	46	11	13	2	26
知夫村	18	1	8	4	13
隱岐の島町	341	35	59	10	104

※平成27年度末に有効期間を有するものの数（平成28年6月30日作成）

② 精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

平成28年3月31日現在

年度 月	25年 度		26年 度		27年 度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	294	164	204	99	286	142
5月	254	90	204	98	248	118
6月	244	131	236	132	267	192
7月	178	91	192	108	265	122
8月	203	97	212	123	274	166
9月	200	114	277	157	209	107
10月	239	96	282	164	217	124
11月	201	89	316	180	232	140
12月	200	116	233	129	298	136
1月	229	86	169	98	234	144
2月	214	103	320	202	306	179
3月	272	158	323	185	213	157
計	2,728	1,335	2,968	1,675	3,049	1,727

※平成27年度末に有効期間を有するものの数（平成28年6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別：男女別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成28年3月31日現在

区分	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計	
松江市	男		1	42	87	109	135	175	204	290	261	190	240	183	184	223	2,324
	女			23	80	115	160	187	229	286	259	231	196	182	215	349	2,512
	計	0	1	65	167	224	295	362	433	576	520	421	436	365	399	572	4,836
浜田市	男			15	22	21	32	49	46	64	44	41	58	63	61	66	582
	女		1	4	16	30	46	44	55	64	53	61	47	63	61	121	666
	計	0	1	19	38	51	78	93	101	128	97	102	105	126	122	187	1,248
出雲市	男		55	140	79	68	94	106	163	212	182	145	148	178	170	187	1,927
	女		19	52	80	85	114	127	151	184	191	141	125	163	166	290	1,888
	計	0	74	192	159	153	208	233	314	396	373	286	273	341	336	477	3,815
益田市	男		5	20	20	9	12	28	43	44	40	37	35	49	53	43	438
	女	1	2	9	9	18	19	32	40	50	32	33	36	37	47	71	436
	計	1	7	29	29	27	31	60	83	94	72	70	71	86	100	114	874
大田市	男		1	9	12	16	13	17	39	25	33	34	45	40	41	34	359
	女			2	13	12	17	25	28	26	23	27	27	33	48	41	322
	計	0	1	11	25	28	30	42	67	51	56	61	72	73	89	75	681
安来市	男	0	9	19	17	17	18	25	61	39	40	40	40	32	61	418	
	女		3	10	27	15	31	27	54	42	47	28	28	55	43	410	
	計	0	0	12	29	44	32	49	52	115	81	87	68	68	87	104	828
江津市	男	17	20	17	10	10	13	23	33	27	29	30	30	29	23	311	
	女	9	7	9	9	14	28	35	19	34	27	25	17	18	40	291	
	計	0	26	27	26	19	24	41	58	52	61	56	55	47	63	602	
雲南市	男	0	12	12	8	18	20	40	38	32	39	37	45	50	45	396	
	女		4	10	13	12	39	28	42	38	25	36	42	48	71	408	
	計	0	0	16	22	21	30	59	68	80	70	64	73	87	98	116	804
奥出雲町	男			8	3	4	4	7	9	11	6	10	18	16	13	109	
	女	1	1	8	17	9	7	14	8	14	9	7	14	8	27	144	
	計	0	1	1	16	20	13	11	21	17	25	15	17	32	24	40	253
飯南町	男		2	3	1	3	1	5	5	3	2	10	10	9	5	59	
	女				5	1	4	1	9	5	5	4	2	10	5	51	
	計	0	0	2	3	6	4	5	6	14	8	7	14	12	19	10	110
川本町	男	1	3	1	1	2	5		4	1		4	4	6	4	36	
	女			1	1	2	2	2	2	5	2	5	5	2	6	35	
	計	0	1	3	2	2	4	7	2	6	6	2	9	9	8	10	71
美郷町	男		1	1	4	1	3	6	6	4	3	6	6	4	2	47	
	女		1	2	4	5	3	5	7	4	2	5	5	4	5	52	
	計	0	0	2	3	8	6	6	11	13	8	5	11	11	8	7	99
邑南町	男		2	2	8	3	5	6	11	11	7	8	12	5	10	90	
	女			5	3	4	3	7	17	13	12	5	8	11	12	100	
	計	0	0	2	7	11	7	8	13	28	24	19	13	20	16	22	190
津和野町	男	1	2	1	4	5	4	4	9	6	9	9	14	7	7	78	
	女		6	3	2	12	4	4	2	3	5	9	9	14	73		
	計	0	0	1	8	4	6	17	8	13	8	12	14	23	16	21	151
吉賀町	男		3	1	4	4	7	3	3	4	6	5	6	16	62		
	女		2		3	2	1	10	5	2	3	5	12	8	34	87	
	計	0	0	2	3	4	6	5	17	8	5	7	11	17	14	50	149
海士町	男		1	1				1	2	1	1	1	4	3	3	18	
	女				1	1		1	3	4	3	2	6	2	4	27	
	計	0	0	1	1	1	1	0	2	5	5	4	3	10	5	7	45
西ノ島町	男			1		1	1	2	4	3	4	1	2	3	4	3	22
	女						1	2	3	5	3	4	1	2	3	24	
	計	0	0	0	1	0	1	2	4	3	9	4	6	4	6	6	46
知夫村	男			1			1				1	1	3		3	9	
	女						1			2		1	3	1	1	9	
	計	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	1	2	6	1	4	18
隠岐の島町	男		5	2	1	3	8	13	13	10	15	33	24	26	27	180	
	女		2	3	4	8	4	7	11	19	8	12	20	24	39	161	
	計	0	0	7	5	5	11	12	20	24	29	23	45	44	50	66	341
合 計	男	0	80	283	292	278	356	462	634	829	712	604	723	731	706	775	7,465
	女	1	32	110	252	350	432	550	646	796	745	642	575	650	739	1,176	7,696
	計	1	112	393	544	628	788	1,012	1,280	1,625	1,457	1,246	1,298	1,381	1,445	1,951	15,161

(注1) 平成27年度末に有効期間を有するものの数 (平成28年6月30日作成)

(注2) 年齢は、年度末で計算

④ 市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成28年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合 計				特記 事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	13	42	17	72	189	869	316	1,374	136	180	33	349	338	1,091	366	1,795	
安来市	1	10	4	15	34	152	61	247	42	37	12	91	77	199	77	353	
〈松江圏域〉	14	52	21	87	223	1,021	377	1,621	178	217	45	440	415	1,290	443	2,148	
雲南市		1	3	4	34	95	34	163	18	22	5	45	52	118	42	212	
奥出雲町		1		1	8	38	18	64	7	13	6	26	15	52	24	91	
飯南町					6	19	8	33	5	5	1	11	11	24	9	44	
〈雲南圏域〉		2	3	5	48	152	60	260	30	40	12	82	78	194	75	347	
出雲市	1	9	10	20	221	621	186	1,028	151	148	24	323	373	778	220	1,371	
〈出雲圏域〉	1	9	10	20	221	621	186	1,028	151	148	24	323	373	778	220	1,371	
大田市		3	2	5	54	174	48	276	55	66	10	131	109	243	60	412	
川本町		2	1	3	7	15	2	24	2	9	4	15	9	26	7	42	
美郷町		1		1	10	20	9	39	6	5	4	15	16	26	13	55	
邑南町		2	1	3	9	43	18	70	2	9	6	17	11	54	25	90	
〈大田圏域〉		8	4	12	80	252	77	409	65	89	24	178	145	349	105	599	
浜田市		8	7	15	69	227	103	399	58	77	29	164	127	312	139	578	
江津市			2	2	26	103	59	188	20	29	11	60	46	132	72	250	
〈浜田圏域〉		8	9	17	95	330	162	587	78	106	40	224	173	444	211	828	
益田市		4	2	6	61	175	76	312	52	37	6	95	113	216	84	413	
津和野町		1	1	2	10	29	10	49	4	6	2	12	14	36	13	63	
吉賀町			2	2	5	15	13	33	7	9	1	17	12	24	16	52	
〈益田圏域〉		5	5	10	76	219	99	394	63	52	9	124	139	276	113	528	
海士町					10	13	4	27	8	4	1	13	18	17	5	40	
西ノ島町					8	9	1	18	3	4	1	8	11	13	2	26	
知夫村					1	6	1	8		2	3	5	1	8	4	13	
隱岐の島町		1		1	23	38	10	71	12	20		32	35	59	10	104	
〈隱岐圏域〉		1		1	42	66	16	124	23	30	5	58	65	97	21	183	
県合計	15	85	52	152	785	2,661	977	4,423	588	682	159	1,429	1,388	3,428	1,188	6,004	

※平成27年度末に有効期間を有するものの数（平成28年6月30日作成）

(3) 療育手帳

① 市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

平成28年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	148	247	395	519	878	1,397	177	115	292	2,084	
安来市	20	39	59	126	179	305	43	17	60	424	
〈松江圏域〉	168	286	454	645	1,057	1,702	220	132	352	2,508	
雲南市	7	32	39	123	212	335	57	33	90	464	
奥出雲町	6	11	17	35	44	79	23	4	27	123	
飯南町	2	7	9	15	35	50	7	2	9	68	
〈雲南圏域〉	15	50	65	173	291	464	87	39	126	655	
出雲市	83	154	237	406	699	1,105	146	70	216	1,558	
〈出雲圏域〉	83	154	237	406	699	1,105	146	70	216	1,558	
大田市	19	37	56	141	169	310	42	22	64	430	
川本町	4	8	12	14	23	37	4	5	9	58	
美郷町	3	5	8	27	27	54	14	2	16	78	
邑南町	4	12	16	50	60	110	25	13	38	164	
〈大田圏域〉	30	62	92	232	279	511	85	42	127	730	
浜田市	21	71	92	174	294	468	60	41	101	661	
江津市	11	29	40	108	115	223	30	10	40	303	
〈浜田圏域〉	32	100	132	282	409	691	90	51	141	964	
益田市	29	50	79	133	225	358	69	30	99	536	
津和野町	7	6	13	11	49	60	7	6	13	86	
吉賀町	6	12	18	23	36	59	11	1	12	89	
〈益田圏域〉	42	68	110	167	310	477	87	37	124	711	
海士町	0	5	5	10	13	23	3	2	5	33	
西ノ島町	1	0	1	8	15	23	3	5	8	32	
知夫村	0	0	0	2	3	5	0	0	0	5	
隠岐の島町	9	12	21	58	94	152	12	13	25	198	
〈隠岐圏域〉	10	17	27	78	125	203	18	20	38	268	
県合計	380	737	1,117	1,983	3,170	5,153	733	391	1,124	7,394	

(2) 相談・判定状況(過去5年間)

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容						判定内容						判定書交付件数						
		施設	職親委託	職業	医療保健	生활	教育	療育	手帳	その他	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	障害の他	計	
平成22年度	来所	404	1	0	24	0	2	1	273	103	404	25	399	0	0	424	2	256	143	401
	巡回	614	0	0	0	0	0	0	600	14	614	0	0	614	0	0	599	14	613	
	計	1018	1	0	24	0	2	1	873	117	1018	25	1013	0	0	1038	2	855	157	1014
平成23年度	来所	374	0	0	7	1	4	1	260	103	376	40	366	0	0	406	3	251	113	367
	巡回	520	0	0	1	0	0	0	516	3	520	1	519	0	0	520	0	515	4	519
	計	894	0	0	8	1	4	1	776	106	896	41	885	0	0	926	3	766	117	886
平成24年度	来所	376	0	0	1	11	1	246	117	376	43	369	0	2	414	3	231	130	364	
	巡回	578	0	0	0	0	0	0	556	22	578	2	578	0	0	580	0	556	1	557
	計	954	0	0	1	11	1	802	139	954	45	947	0	2	994	3	787	131	921	
平成25年度	来所	384	0	0	5	3	0	212	159	384	45	370	0	0	415	1	212	143	356	
	巡回	534	0	0	0	0	0	0	534	2	534	0	536	0	0	536	0	536	0	536
	計	918	0	0	5	3	0	746	161	918	45	906	0	0	951	1	748	143	892	
平成26年度	来所	455	0	0	4	3	1	0	288	159	455	34	452	0	0	486	6	273	173	452
	巡回	444	0	0	0	0	1	0	425	18	444	1	443	0	0	444	0	424	19	443
	計	899	0	0	4	3	2	0	713	177	899	35	895	0	0	930	6	697	192	895
平成27年度	来所	427	0	0	4	0	3	0	252	168	427	24	418	0	1	443	5	234	176	415
	巡回	467	0	0	0	0	0	0	467	0	467	1	464	0	0	465	0	463	1	464
	計	894	0	0	4	0	3	0	719	168	894	25	882	0	1	908	5	697	177	879

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

平成28年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111	63-4228
7	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
8	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480	22-3991
9	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
10	白根整形外科医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
11	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
12	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
13	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
14	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
15	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
16	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
17	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
18	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
19	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
20	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(注) 補装具判定担当窓口は次のとおりである。

玉造病院

義肢室

島根大学医学部附属病院

リハビリテーション部

雲南市立病院

リハビリテーション科

出雲市立総合医療センター

リハビリテーション科

浜田医療センター

リハビリテーション科

島根県立中央病院

リハビリテーション科

出雲市民リハビリテーション病院

リハビリテーション科

益田地域医療センター医師会病院

リハビリテーション科

隠岐広域連合立隠岐島前病院

外科

その他の医療機関

整形外科

(2) 平成27年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢 体 不 自 由										眼 疾 患	耳 疾 患	音 声 ・ 言 語 障 害	内 部				計
	脳 血 管 障 害	脳 性 麻 痺	神 経 ・ 筋 疾 患	脊 柱 頸 損	上 肢 切 断	下 肢 切 断	リ ウ マ チ	骨 折	変 形 性 関 節 症	そ の 他				腎	心	肝	免 疫 機 能 障 害	
義肢－殻構造－上肢					7												7	
義肢－殻構造－下肢						9											9	
義肢－骨格構造－上肢																	0	
義肢－骨格構造－下肢					22												22	
装 具 － 上 肢		1	1														2	
装 具 － 下 肢	106	5	1	1		1	1	9	6	21							151	
装 具 － 体 幹			1							2							3	
電 動 車 椅 子	3	8	9	2					1	6							29	
車 椅 子	17	26	5	9		2		3	2	19							83	
意 思 伝 達 装 置		2	5	1													8	
座 位 保 持 装 置		9	1						1								11	
補 聴 器(ポケット型)											39						39	
補 聴 器(耳掛け型)										299							299	
補 聴 器(耳あな型)										4							4	
補 聴 器(F M 型)																	0	
補 聴 器(骨 導 式)										1							1	
特 例 補 装 具		1								3							4	
不 適	1	1															2	
小 計	127	53	23	13	7	34	1	12	9	49	0	346	0	0	0	0	674	
更生医療－腎臓												290					290	
更生医療－心臓												157					157	
更生医療－肝臓												6					6	
更生医療－肢体不自由							1		21								22	
更生医療－眼 疾 患																	0	
更生医療－耳・口腔疾患											5						5	
更生医療－免 疫 機 能																9	9	
不 適																	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	1	0	21	0	0	0	5	290	157	6	9	489
計	127	53	23	13	7	34	2	12	30	49	0	346	5	290	157	6	9	1163

*補装具の判定数は、給付判定数。

*難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は5件（全て意思伝達装置）。

(手帳を所持していても現障害に対応する手帳でない者を含む)

(3) 平成27年度市町村別判定状況

5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス

(1) 税制（主なもの）

※軽自動車税の減免は各市町村の条約で定められていますので、詳細は各市町村にご確認ください。

平成28年4月1日現在

制度	内容		備考		
所得税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、35万円が加算されます。 		
		身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級			
	控除額	40万円<特別障がい者>			
相続税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者(相続人が85歳未満)			
		身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級			
	控除額	12万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～20万円 <特別障がい者>			
マル優制度等	対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者			
	預貯金等の種類	マル優制度			
		銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券など			
	非課税となる金額	対象となる貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子			
住民税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、23万円が加算されます。 		
		身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級			
	控除額	30万円<特別障がい者>			
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	減免対象となる自動車	自動車の所有(取得)者	運転者	用途	<ul style="list-style-type: none"> 減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。 自動車の所有者は原則として障がい者(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方(所有する自動車も対象となります)。 割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。 障がい者を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の所有(取得)する自動車を運転する場合に限ります。
		本人		—	
		生計を一にする方		障がい者のための交通手段として使用されること	
		常時介護をする方		主として障がい者の通学、通院、通所又は生業等の利用に供していること	
		本人		—	
		生計を一にする方		障がい者のための交通手段として使用されること	
		常時介護をする方		主として障がい者の通学、通院、通所又は生業等の利用に供していること	
	減免対象となる障がい者	手帳の種類 (障がい区分)	障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。 ○減免の対象とならない場合の例 (生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)
			障害の級別	障害の級別	
		視覚障害	1級から3級、4級の1	1級から3級、4級の1	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。 (2) 障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。 ○合算する例(下肢不自由の場合) 両股関節機能障害4級×2(右股関節機能障害4級並びに左股関節機能障害4級)の場合の認定等級は3級となります。
		聴覚障害	2級、3級	2級、3級	
		平衡機能障害	3級	3級	
		音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合に限る)		
		上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
		下肢不自由	1級から6級	1級から3級	
		体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級	
		身体障害者手帳	上肢機能	1級、2級(1上肢のみの場合を除く)	
			移動機能	1級から6級	
		心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級	
		肝臓機能障害	1級から4級	1級から4級	
		療育手帳	障害程度区分が「A」	障害程度区分が「A」	
		精神障害者保健福祉手帳	障害程度区分が「1級」	障害程度区分が「1級」	
	減免額	自動車税	軽自動車税	自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> 取得価格又は300万円のいずれか低い額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減免
		45,000円(重課対象自動車は51,700円)を限度として減免	全額免除		

(2) 共通の各種割引制度等

※割引制度を利用する場合は、各事業者で割引が異なる場合や適用されない場合がありますので、
詳細は各事業者にご確認ください。

平成28年4月1日現在

制 度	内 容				備 考		
J R 旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引	割引対象	身体障害者手帳又は療育手帳所持者					
		第1種の表示がある場合		第2種の表示がある場合			
	普通・定期・回数乗車券 普通急行券	普通乗車券	普通乗車券	定期乗車券			
	本人及びその介護者	本人（介護者が付き添わず、単独で乗車する場合）	本人（単独で乗車する場合）	12歳未満の手帳所持者及びその介護者			
	割引条件等	介護者と一緒に乗車する場合、片道100km以内の普通乗車券も割引になります。	片道100kmを超える場合に限り、割引になります。	小児定期乗車券を除きます。（小児本人は、大人用通学定期運賃の半額になります。）			
	割引率	50%					
航空運賃割引	割引対象者（12歳以上）	・第1種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人・介護者」と表示された療育手帳所持者	・第2種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人」と表示された療育手帳所持者	・12歳未満の方に発行する療育手帳には、航空運賃割引の表示をしていません。12歳到達時に、証明を受けてください。			
		本人及び介護者	本人				
	割引率	各航空会社・路線により異なります。					
電車（一畑電車）の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者					
	割引率	50%					
バス（県内事業者）の運賃割引	割引対象者	・身体障害者手帳又は療育手帳所持者 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人					
	割引率	50%					
旅客船（隱岐汽船）の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 第1種の表示がある場合	精神障害者保健福祉手帳所持者 第2種の表示がある場合	・乗船手続き（購入時）の際に、手帳を提示してください。			
		本人及びその介護者	本人				
	割引率	50%					
タクシーの運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者					
	割引率	10%（10円未満の端数切り捨て）					
有料道路通行料金の割引（ETC割引）	割引対象となる障がい者	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者が同乗する場合	・事前の登録が必要です。（申込先は市町村） ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・手帳のほかにも提出が必要な書類等がありますので、市町村窓口で確認してください。 ・ETCの時間帯割引は重複して適用されません。			
		身体障害者手帳所持者（第1種・第2種とも）	第1種の表示がある身体障害者手帳又は第1種の表示がある療育手帳所持者				
	割引対象となる自動車	障がい者本人又は家族等が所有する自動車であって、あらかじめ市町村に届け出で登録されたもの（障がい者1人につき1台） ※ETCを利用する場合は、事業者への登録も必要です。					
	割引率	50%					
N H K 放送受信料の減免	減免対象世帯	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯員がいる市町村民税非課税世帯	・世帯主が重度身体障がい者、重度知的障がい者又は重度精神障がい者である世帯 ・世帯主が視覚又は聴覚障がい者である世帯	・申込先はN H K松江放送局です。 ・市町村窓口で申請書に免除事由の説明を受けた上でN H Kへ提出（郵送可）してください。（または手帳、住民票等必要書類、印鑑をN H Kに持参して申請してください。）			
	減免内容	全額免除	半額免除				
電話番号案内料金の免除	免除対象者	・次の身体障害者手帳所持者 ア. 視覚障害1～6級 イ. 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者					
携帯電話・P H Sの割引サービス	割引内容	携帯電話	P H S	申込時に手帳を提示してください。			
		NT Tドコモ au by KDDI ソフトバンクモバイル	Y!mobile (旧ウィルコム)				
	基本使用料(60%)、各種サービス使用料(60%)、テレビ電話通信料(音声通話料と同額)、契約事務手数料等（一部無料）	基本使用料(50%)、通話料(au携帯等50%、他社携帯等20%)、Cメール(音声通話料と同額)、パケッタ放題(au携帯等50%、他社携帯等20%)	料金プランごとに異なる。（Softbankプランの場合、基本使用料(無料)、TVコード(50%)、パケット放題(下限額0円～)				
	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者					
	申込先	各社のサービスショップ、取扱店など					

(3) 市町村別助成事業

事業例：鉄道・バス・タクシー運賃等の助成、施設等通所費助成、医療費助成、通院交通費助成、

障害者扶助料等福祉手当、公営住宅入居優先、公営住宅家賃減免、上下水道料金減免等

※ ホームヘルプサービスは、全市町村で実施しています。

平成28年4月1日現在

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
松江市	松江市内路線バス等運賃の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、松江市に住民登録を有する者	<p>①路線バス 松江市交通局(レイクライン除く)、一畑バス(高速バス、空港・隠岐汽船連絡除く)、日ノ丸バス(隠岐汽船連絡除く)の松江市内区間運賃を助成 視覚障害1・2級、療育A →本人無料、介護者(1名)無料 身体障害者運賃減額第1種(視覚障害1・2級を除く)、療育B→本人無料、介護者(1名)半額 身体障害者運賃減額第2種、精神障害者→本人無料 ※重度の障がいがあり、屋外での移動に介護者が2名必要な場合は、上記に加えて介護者1名が無料</p> <p>②コミュニティバス→本人、介護者とも半額 定期券購入者へは、その代金を助成</p>
	通院交通費の助成(タクシー利用料助成)	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者	在宅で通院・リハビリ及び、松江市役所(支所)・障がい者団体事務局(松江市総合福祉センター、いきいきプラザ島根、ライトハウスライブラー)を利用する場合、1回乗車で500円助成の利用券を6枚/月交付
	通院交通費の助成(人工透析通院費助成)	じん臓機能障害1級の手帳を所持し、かつ週2回以上の人工透析通院者	自家用車の場合(自宅等から医療機関まで直線距離で5km以上の方)…1通院当たり500円(月2,000円上限) 公共交通機関の場合…交通費(障害者割引後運賃)の半額 タクシーの場合…タクシー利用料助成に加え、週2回通院の方は500円利用券を2枚/月、週3回以上通院の方は6枚/月を追加交付
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1~3級の所持者を構成員に有する世帯(単身者を含む)	抽選回数の1回増、入居収入基準額の上限緩和
	障がい者手帳所持者(自動車税免除該当者)		駐車場代免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成(事前相談)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成(事前相談)
浜田市	福祉車両購入費(改造費)助成金	身体障害者手帳所持者	障がい者本人または介護者が所有する福祉車両(車椅子対応車両)の購入または改造に要する経費の2/3以内で20万円を限度として助成(事前相談)
	①タクシー等利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳所持者	年間13,500円分のバス券またはタクシー券の交付(人工透析利用者は通院距離が片道2km以上の通院距離によりタクシー券を増額します。)
	②人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成	人工透析患者・精神障害者保健福祉手帳所持者	通院距離が片道2km以上の医療機関受診者で、自己負担金の半額を最も経済的な経路及び交通手段により計算して助成
	※①・②の助成はどちらか一方の選択です		
	各種手数料の免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	住民票、所得証明書等
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	基準額内で、日常生活用具給付費にかかる本人自己負担額の半額を補助
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
浜田市	移動補助用具購入補助	身体障害者1・2級(下肢、体幹)手帳所持者	障害者及びその介護者が運転する乗降装置付き自動車の購入または自動車の改造費の2/3以内の額(40万円を限度。ただし簡易移乗補助用具は10万円を限度)から自己負担金を控除した額を助成
	市営バス運賃割引(三隅・金城・旭・弥栄自治区)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳の提示で通常運賃の1/2を減免
	旭町移送サービス	身体障害者手帳1・2級要介護3(介護保険法)以上	1回500円で福祉車両による移送サービス(市外1回1,000円)
出雲市	出雲市生活バス運賃割引(佐田町スクールバスを含む)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	普通運賃の半額減免(定期運賃は3~5割を減免)
	出雲市福祉バス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	1回100円で利用することができる 介護者は1名に限り同乗することができる 車いす利用者は利用不可
	障がい者 福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級(在宅)	500円利用券、年間36枚(視覚1,2級は72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合:交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合:世帯全員
	更生医療市助成	身体障害者手帳所持者	課税世帯の場合、入院10,000円、通院6,000円を超える自己負担分を助成
			非課税世帯の場合、入院5,000円、通院3,000円を超える自己負担分を助成
	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳所持者	身体障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成(経費の2/3以内、限度額10万円)
益田市	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	身体障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の助成(限度額10万円)
		身体障害者手帳(肢体不自由2級以上)所持者	身体障害者が自動車に乗降するために改造した場合(経費の2/3以内、限度額40万円)
	市営生活バス運賃の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額減免
	タクシー利用料金助成(益田・美都地区)	身体障害者(下肢・体幹・視覚障害の1、2級。上肢障害の1、2級で上記の障害3級以下を重複で持つ方。)	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付(視覚1,2級は24枚)
	タクシー利用料金助成(匹見地区)	身体障害者手帳1、2級所持者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1200円を超える場合は1200円の負担あり)
	通院交通費助成(益田地域)	血液透析通院者(身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者)	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/4(または基準額)×通院日数を助成
	通院交通費助成(美都・匹見地域)	血液透析通院者(身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者)	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃半額を助成
大田市	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者(1~4級)	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)(事前相談)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成(事前相談)
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1~3級所持者	抽選回数の1回増
大田市	タクシー利用補助	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1~3級)所持者	500円利用券年間24枚交付
	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし 市民税課税世帯は排泄管理支援用具の特例により、自己負担は、5/100(ただし、いずれも基準額の範囲内において)

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
大田市	通院交通費の助成	人工透析患者(じん臓機能障害の記載がある身体障害者手帳所持者)	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者(肢体不自由1~4級)	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成(要事前相談)
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者(1~4級)	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	障害者マッサージサービス事業	身体障害者手帳所持者のうち、体幹機能障害、上肢機能障害又は下肢機能障害の障害等級が1級から3級の者	利用期間内に大田市鍼灸マッサージ師会所属の治療院で施術を受ける場合、1回につき1,000円割引(2回分)を行う。
安来市	広域バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具費助成	身体障害者手帳所持者	日常生活用具交付の本人負担額の半額 ただし、所得税非課税世帯者のみ。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者のうち、上肢・下肢又は体幹機能に障害がある者	自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の全額(ただし、10万円を限度とする)
	運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	リフト車等運行	身体障害者手帳所持者で常時車イス使用者、視覚障害1・2級	運行費用に応じ助成(年48枚の利用券を発行)
	人工透析患者通院費助成	腎臓機能障害1級の人工透析通院者(所得制限あり)	公共交通機関を利用したものとみなし計算した助成基本額の1/2以内。
江津市	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	日常生活用具給付制度の特例により、自己負担額を半額にしている。
	通院交通費の助成	人工透析通院者、精神手帳所持者	交通費の半額、月1万円上限(非課税世帯)
	生活バス運賃割引	身体障害者手帳所持者	利用料金の半額
	タクシー利用料金助成	身体障害者1、2級(下肢、体幹・視覚)手帳所持者(在宅)	年間500円利用券24枚を交付
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成(事前相談要)
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成(事前相談要)
雲南市	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	重度障害者等日常生活用具基準額を上限として自己負担額の1/2助成
	市営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	市民バス優待回数券を利用したタクシー料金助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	市内タクシーでも利用できる、市民バスの「優待回数乗車券」を券面額の半額で左記対象者へ販売。(タクシー利用時、1回につき1200円分まで。) 運転免許証を自主返納した方には、申請により総額20,000円以内で優待回数券(7200円分以上)と温浴施設入浴券を無料交付。
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1~3級所持者	入居選考の際の優遇
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成(経費の2/3以内、限度額10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
雲南市	移動補助用具購入補助	下肢、体幹機能障害2級以上の身体障害者または当該障害者と生計を一にしている者	購入又は改造に要する経費の2／3の額(上限40万円)
	重度障害者等介護手当	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者等を在宅で介護している者	介護者に月額5,000円 (所得税非課税世帯：月額6,000円)
	人工透析患者通院費助成	人工透析通院者	交通費の半額
	視覚障害者タクシー利用料助成	在宅の身体障害者手帳視覚障害1・2級	500円利用券年間20枚(ただし年度途中の申請は、残り月数に応じた枚数。) 市内タクシー業者のみ利用可。
	C A T V 使用料	身体障害者手帳(視覚・聴覚)	身体障害者手帳(視覚・聴覚)を所持し世帯主である場合、基本チャンネル使用料の半額
奥出雲町	障がい福祉サービス事業所通所費用助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、奥出雲町に住民登録を有する者	課税状況に応じて ①課税：交通費(対象経費)の9／10 ②非課税：交通費(対象経費)の全額 通所サービスを利用する場合のみ対象(月5日以上利用する場合に限定)
	C A T V 受信料	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	世帯内の全ての方が住民税所得割非課税の場合減免
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1～4級)または療育手帳所持者	免許取得に要した費用の2／3を上限とする。ただし一人当たり10万円を限度
	自動車改造費助成	免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者	障がい者の所有し、運転する自動車を改造した場合に経費の一部を助成(1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限り)
	外出支援サービス	身体障害者手帳1、2級等の下肢障がい等により、車いすでないと外出できない者又は重度の視覚障がい者	福祉車両による無料送迎、またはタクシー券を年に最大60,000円分給付
	通院交通費の助成	人工透析通院者	鉄道を利用して通院するときの通院実費の1／2の額。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1／2の助成。(基本額は町の規定による)
	通院医療費の助成	人工透析通院者	本人負担実費の3／4を助成
飯南町	配食サービス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円 住民税非課税世帯 400円
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	バス運賃基準の1／2を助成
	通院医療の助成	人工透析通院者	透析治療にかかる医療費の自己負担額の1／2を助成
川本町	社会福祉施設通所交通費助成	20才未満の社会福祉施設通所者	交通費の1／4を助成(上限7,000円／月)
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
美郷町	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費の1／4を助成
	町内路線バス運賃の助成	介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者	割引券(200円で乗車) 年100枚
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具費全額助成(上限12,000円／月)

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
美郷町	通院費助成	身体障害者手帳所持者(人工透析患者のみ)	通院交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費全額(課税世帯は9割)助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具交付の本人負担額(課税世帯:基準額の1割)の助成
津和野町	通院交通費の助成	人工透析通院者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として自己負担の1/2を助成
	タクシー利用券交付	身体障害者1種1・2級、2種1・2級肢体、体幹、視覚障害と療育A手帳所持者	500円利用券 年48枚交付
吉賀町	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費半額助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として本人負担額の2分の1助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
	自動車運転免許取得費補助金	身体障害者手帳所持者および療育手帳所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3(上限10万円)
海士町	通院交通費・宿泊費の助成	人工透析通院者	交通費の半額、宿泊代2,500円/1泊
	海士町保健センター使用料割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	風呂、プール等半額
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1~4級)所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3(上限10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳(1~2級)所持者(肢体不自由に限る)	免許の条件により、障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
西ノ島町	通院交通費・宿泊費の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	町営バス利用運賃の1/2
	町営住宅の優先入居	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	入居選考の際の優遇
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
知夫村	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	村営バス運賃免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	村営バス運賃の全額免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
隠岐の島町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	利用料の半額
	航送料助成	身体障害者手帳所持者(1~4級)	障がい者本人または介護者が隠岐航路において車両を運搬する場合の経費の2/3以内で、片道15,000円を限度に助成

(4) 県立施設の利用料減免

※割引制度の詳細は各施設等にご確認ください。

平成28年4月1日現在

所在地	施設名	実施内容	定休日	対象者
松江市	県立美術館	観覧料無料	毎週火曜日 年末年始(12/28~1/1)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立八雲立つ風土記の丘 展示学習館	入館料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29~1/1) 特別展前後臨時休館(電話でお確かめください。)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立古代出雲歴史博物館	観覧料無料	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	花ふれあい公園 しまね花の郷	入場料 半額免除	3/1~11月末 無休 12/1~2月末 毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29~1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立宍道湖自然館 ゴビウス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末(12/28~12/31)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶自然館 サヒメル	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日。 夏休み期間は無休) 3月・6月・12月の各第1月曜日から金曜日まで(各5日間) 9月26日(用)から9月30日(金)まで(5日間) 年末年始(12月27日~1月1日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶小豆原埋没林公園	入園料 半額免除	年末年始(12月27日~1月1日) 12月第1月曜日から金曜日まで(5日間)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
浜田市	しまね海洋館 アクアス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌日。ゴルデンウイーク、夏休み・冬休み・春休み期間は無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(重度障がい者の介助者は、1人に対し1人まで全額免除)
益田市	県立石見美術館	観覧料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立青少年の家 サン・レイク	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日、祝日、年末年始、2月15日(7月~9月は無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
江津市	県立少年自然の家	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日、祝日、年末年始(12月28日~1月4日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立水泳プール	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日・7月~8月は無休) 年末年始(12/29~1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
浜田市	県立体育館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29~1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29~1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)

所在地	施設名	実施内容	定休日	対象者
浜田市	県立石見武道館	使用料半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29~1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	島根県立はづらつ体育館	使用料無料	毎週水曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者又はその資格の対象に準ずる障がいのある者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立浜山公園(体育館設備の一部・陸上競技場・補助競技場・テニスコート)	使用料(個人利用) 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) (体育館のみ) 年末年始(共通)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
雲南市・奥出雲町	さくらおろち湖周辺スポーツ施設 (自転車競技施設・ボート競技施設)	使用料半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)・ 年末年始(12/29~1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)

(注) 入館(利用)時に手帳を提示して下さい。

(5) 福祉医療費助成制度

【対象者】

1. 65歳以上で3か月以上ねたきりの方(対象期間1年)
 2. 身体障害者手帳1級または2級の方
 3. 身体障害者手帳3級または4級で、知的障がいのある方
 4. 療育手帳Aの方
 5. ひとり親家庭の方(18歳未満または高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童)
 6. 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 7. 精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
 8. 精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方
- ※対象となるには1~8のいずれも所得制限があります。
 ※3及び8の知的障がいは判定機関により判定します(概ねIQ50以下)。
 ※市町村の窓口で申請し、対象者として認定されると「福祉医療費医療証(資格証)」が交付されます。

【申請窓口】

市町村です。

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

【助成内容】

1. 病院、診療所(歯科を含む)では、自己負担は医療費の1割で、次の額が上限となります(1ヶ月・1医療機関あたり)。
 - ・20歳未満障がい児・者 → 入院2,000円、入院外1,000円
 - ・市町村民税非課税世帯に属する方 → 入院2,000円、入院外1,000円
 - ・上記以外の方 → 入院20,000円、入院外6,000円
2. 薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用器具製作所、訪問看護ステーションでは、自己負担はありません(医療保険適用後の自己負担の全額を助成)。

【ご利用上の留意点】

◇特定疾病療養、自立支援医療、肝炎治療など他制度の医療証をお持ちの方へ◇

福祉医療は、他制度を優先的に適用する制度です。

医療機関では、必ず、特定疾病療養受給者証、自立支援医療受給者証、肝炎治療受給者証等を先にご提示下さい。

なお、これらの他制度を利用したうえでも、福祉医療の上限額の方が低い場合には、福祉医療の助成も受けられます。

6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）

平成28年4月1日現在

市町村名	対象者	サービスの内容
松江市	自立支援医療(精神通院)対象者	①病院・診療所等の自己負担月額のうち、千円を超える額を助成 ②薬局の自己負担額の全額を助成
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2／3を助成(千円未満切捨て)(購入前申請必要)
浜田市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に、通院医療費の自己負担額を半額助成
出雲市	自立支援医療(精神通院)対象者	自己負担する医療費の半額を助成
	自立支援医療(育成医療)対象者	入院2,000円、通院1,000円を超える自己負担分を助成
	車椅子でなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	ストレッチャーでなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間144枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	人工透析で通院する患者	通院医療機関への距離が片道5km以上(医療機関の送迎等は除く)の場合、距離に応じて交通費を助成
益田市	自立支援医療(精神通院医療)対象者であり、その所得区分が非課税世帯の者	自己負担上限額の半額(1,250円又は2,500円)を超える額を助成
	益田・美都地域に住所がある特別障害者手当受給者	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付
	四見地域に住所がある70歳以上の者、歩行が困難と市長が認めた者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1,200円を超える場合は1,200円の負担あり)
大田市	特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象疾病患者、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める対象難病患者	バス利用運賃の1／4、JR列車利用運賃の1／2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1／2助成。片道2km以上、補助額上限2万円／月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費の自己負担額の半額助成
安来市	自立支援医療(精神通院)対象者	精神医療費 非課税の方を対象に、自己負担する医療費の半額を助成
江津市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に通院医療費の自己負担額の半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器購入費の9割 ※ただし基準額あり(差額は自己負担、購入前申請必要)
雲南市	自立支援医療(精神通院)対象者	医療費：自己負担額の3／4助成 交通費：交通費の半額(上限5,000円／月)
	ストレッチャー等でなければ外出できない者(在宅)	福祉タクシー利用券(500円、年間上限60枚又は120枚まで。ただし、申請月により異なる。)
奥出雲町	自立支援医療(精神通院)対象者	交通費：町外の指定医療機関に鉄道を利用して通院するときの通院実費の半額助成。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1／2を助成。(基本額は町の規定による) 医療費：自己負担額の3／4助成
	障害福祉サービス事業所通所者(5日／月以上通所)	通所交通費全額又は9割負担

市町村名	対象者	サービスの内容
奥出雲町	自立支援医療(精神通院)対象者、特定疾患医療受給者証所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円 住民税非課税世帯 400円
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)
飯南町	障がい福祉サービス利用者	交通費半額助成(町営バス運賃割引)
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院交通費半額助成
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院医療費の自己負担額の3/4を助成
川本町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院交通費の1/2助成(月2回まで。上限1万円/月)
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 1医療機関につき、自己負担が1,000円を上回る場合に差額を助成
美郷町	一般就労を目的とした就労支援を受けるために事業所へ通所する障害者(身体、知的、精神)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円 *往復距離として算出。)
	地域活動支援センター通所者(継続的利用者)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円 *往復距離として算出。)
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院交通費助成(往復月2回まで、自家用車の場合は1km20円 *往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	自立支援医療(精神通院)対象者	町営バス運賃の半額助成
	授産施設等通所者	通院交通費助成 上限10千円(課税世帯は5千円)
	自立支援医療(精神通院)受給者	通院医療費 半額助成 通院交通費 全額助成(月4回を上限、課税世帯は半額)
津和野町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 精神通院医療について自己負担額を全額助成 通院交通費 半額助成(上限5千円/月)
	町営バス乗車料助成	町内医療機関受診の際の町営バス復路乗車券を医療機関で配布
吉賀町	精神障害者通院患者	通院交通費半額助成(上限5千円/月) 通院医療費の自己負担額
	デイサービス施設(障害児)通所者	通院公共交通費半額助成
海士町	隠岐養護学校通学者	交通費の半額助成
	共同作業所通所者	交通費の半額助成
西ノ島町	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者・通所サービス利用者	町営バス利用運賃の1/2
	中学生以下の児童、不妊治療を受ける方、必要な付添者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	中学生以下の児童	医療費の自己負担額を全額助成
知夫村	通院医療費公費負担患者	通院交通費 本人 8,000円/1回 付添い 4,000円/1回
		通院医療費 月額自己負担上限額の1/2を償還払い
隠岐の島町	人工透析で通院する患者	通院費助成 3万円/年
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院医療費助成 自己負担額の50/100以内
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)

7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧

(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）

平成28年4月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号	精神病床数	指定病院 指定病床数
松江	松江赤十字病院	690-8506	松江市母衣町200番地	0852-24-2111	45	4
	松江市立病院	690-8509	松江市乃白町32-1	0852-60-8000	50	4
	医療法人青葉会松江青葉病院	690-0015	松江市上乃木五丁目1番8号	0852-21-3565	300	5
	医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161	8
	医療法人同仁会こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129番地1	0852-66-0712	147	4
	社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411	228	8
雲南	医療法人コスマ会奥出雲コスマ病院	699-1311	雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100	—
出雲	医療法人同仁会海星病院	693-0011	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166	6
	島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	242	県立
	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30	国等
	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	40	県立
大田	医療法人恵和会石東病院	694-0064	大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035	168	5
浜田	社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390	408	8
益田	特定医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711	215	7
隱岐	隱岐広域連合立隱岐病院	685-0016	隱岐郡隱岐の島町城北町355番地	08512-2-1356	22	—

(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所

平成28年4月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	心身一如医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人介護医療・心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	漢方女性クリニック・mio	690-0003	松江市朝日町498松江センタービル2階	0852-28-0211
	飯島クリニック	690-0007	松江市御手船場町568太田ビル3F	0852-23-1007
	島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5905
	レディースメンタルクリニック一粒の麦	690-0017	松江市西津田三丁目13-21	0852-67-3100
	とみさわクリニック	690-0025	松江市八幡町266-5	0852-67-1927
	やましろクリニック	690-0031	松江市山代町1001番地	0852-27-9696
	釜瀬クリニック	690-0052	松江市豊町81番地	0852-22-1266
	こころの診療所細田クリニック	690-0058	松江市田和山町112	0852-24-3200
	医療法人社団正心会 松北診療所	690-0822	松江市下東川津町251-1	0852-27-1000
	心身一如医食同源心療漢方内科日本ホリスティッククリニック	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-28-3111
	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-31-1301
	心療内科漢方松江クリニック	690-0825	松江市学園1-7-35 アパルトマンのつ306	0852-27-1311
	メディカルカウンセリングセンタークリニック大竹	690-0826	松江市学園南二丁目12番5号 HOYOパークサイドビル1階	0852-31-7100
	小松クリニック	690-0876	松江市黒田町30-4	0852-59-5218
	さんメンタルクリニック	690-0884	松江市南田町95番地17あさひビル3階	0852-20-2807
	総合病院松江生協病院	690-8522	松江市西津田八丁目8番8号	0852-23-1111
	杉原クリニック	692-0022	安来市南十神町19-9	0854-22-1222

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
雲南	飯南町立飯南病院	690-3207	飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221
	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96番地1	0854-43-2390
	自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科 横田スサノオクリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1009-6	0852-31-1301
	永生クリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1063番地1	0854-52-0250
出雲	さとうクリニック	691-0001	出雲市平田町989番地1	0853-62-4311
	さつきクリニック	691-0001	出雲市平田町2944番地20	0853-63-5601
	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111
	医療法人同仁会あさひクリニック	693-0021	出雲市塩冶町950-2	0853-20-1058
	竹内クリニック	693-0021	出雲市塩冶町1466-1	0853-23-8686
	日本ホリスティッククリニック佐々木医院	693-0028	出雲市塩冶善行町14-1	0853-25-1311
	医療法人工スポアール出雲クリニック	693-0051	出雲市小山町361-2	0853-21-9779
大田	まつざきクリニック	693-0068	出雲市姫原4-10-2	0853-31-7700
	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330
浜田	邑智郡公立病院組合公立邑智病院	696-0193	邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111
	島根県済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101
	心療内科田中クリニック	697-0023	浜田市長沢町3156	0855-24-1650
	社会医療法人清和会 こころクリニックせいわ	697-0026	浜田市田町52-7	0855-28-7350
益田	小池医院	697-1322	浜田市日脚町425番地	0855-27-1020
	さくらクリニック益田	698-0003	益田市乙吉町イ102-1	0856-23-0021
	益田駅前クリニック	698-0024	益田市駅前町17-1 益田駅前ビル208	0856-22-8338
隱岐	おちハートクリニック	698-0041	益田市高津八丁目5-2	0856-23-1588
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	08514-7-8211
	海士町国民健康保険海士診療所	684-0403	隠岐郡海士町海士1466	08514-2-0200
	国民健康保険知夫村診療所	684-0100	隠岐郡知夫村1106-3	08514-8-2011

(3) 認知症治療病棟設置病院

平成28年4月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
医療法人同仁会こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129番地1	0852-66-0712
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
特定医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711

(4) 応急入院指定病院

平成28年4月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
特定医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711

8. 精神保健福祉デイケア、グループ一覧

平成28年4月1日現在

(1) 精神保健福祉デイケア

精神障がい者等に対して行う通院医療の一形態。医療チームが昼間の一定時間に集団精神療法や作業指導、レクレーション活動等を行う。診療報酬が適用される。

① 精神科デイケア

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市立病院精神科デイケア	毎週火・水・木曜日	〒690-8509 松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科外来	0852-60-8000 (代表)
	八雲病院精神科デイケアたんぽぽ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院精神科デイケアたんぽぽ	0852-23-3456
	安来第一病院デイケアドリーム	毎週月曜日～土曜日	〒692-0011 安来市安来町899-1 安来第一病院外来(デイケアセンター)	0854-22-3411
	こなんホスピタル精神科デイケア ふれんず	毎週月曜日～金曜日	〒699-0402 松江市宍道町白石129-1 こなんホスピタル精神科デイケアふれんず	0852-66-0712
	松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
	釜瀬クリニック精神科デイケア 堅町デイハウス	毎週月・火・水・金・土曜日	〒690-0052 松江市堅町81 釜瀬クリニック	0852-22-1266
	小松クリニックデイケア ANDANTE	毎週月・火・木・金・土曜日 (金の午前中は女性のみ)	〒690-0876 松江市黒田町30-4 小松クリニック	0852-59-5218
	杉原クリニックデイケア とかみクラブ	毎週土曜日	〒692-0022 安来市南十神町19-1 杉原クリニック	0854-22-1222
出雲	県立こころの医療センターデイケア	毎週月曜日～金曜日	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556 (代表)
	あさひクリニックデイケアひだまり	毎週月曜日～土曜日	〒693-0021 出雲市塩冶町950-2 あさひクリニック	0853-20-1060
	エスポアール出雲クリニックデイケア ピノキオ	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-25-3948
大田	石東病院 精神科デイケアはばたき	毎週月曜日～金曜日	〒694-0064 大田市大田町大田イ860-3 石東病院精神科デイケア はばたき	0854-82-7439
浜田	西川病院精神科デイケア 来夢	毎週月曜日～金曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院精神科デイケアセンター	0855-22-5272
	心療内科田中クリニック エアリーハウス	毎週月・火・木・金	〒697-0023 浜田市長沢町3169-1 心療内科田中クリニック	0855-22-4970
益田	松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

② 重度認知症患者デイケア

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
八雲病院デイケアやくも	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院デイケアやくも	0852-23-3456 (呼出)
エスポアール出雲クリニック 小山のおうち	毎週月曜日～土曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-21-9779
西川病院デイケア “ゆうゆう”	毎週月曜日～土曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院デイケア “ゆうゆう”	0855-22-3033
松ヶ丘病院デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

③ 高次脳機能障がいデイケア

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	0853-25-3949
松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

(2) 行政機関が開催するグループ活動

① 市町村によるグループ

地域で暮らす精神障がい者の社会参加の促進や仲間との交流を図るために市町村で行われるレクレーション活動や創作活動等の事業。

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市大野しあわせ会	偶数月第2木曜日	〒690-8540 松江市未次町86 松江市役所 保健福祉課家庭相談室	0852-55-5328
	松江市鹿島町つばき会	年6回	〒690-0401 松江市鹿島町佐陀本郷640-1 松江市役所鹿島支所 市民生活課	0852-55-5706
	松江市東出雲町デイケア	年6回	〒699-0192 松江市東出雲町揖屋1142 松江市役所東出雲支所 市民生活課	0852-55-5844
雲南	奥出雲町緑風会	年1回	〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成1622-2 奥出雲健康センター内 奥出雲町役場健康福祉課	0854-54-2781
	飯南町かざぐるまの会	月1回	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064 飯南町役場 保健福祉課	0854-72-1770
浜田	浜田市旭町れんげ会	毎月1回	〒697-0425 浜田市旭町今市637 浜田市旭支所 市民福祉課	0855-45-1435
益田	津和野町紅くじやくの会	毎月1回	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6 津和野町役場 健康福祉課	0856-72-0657
	はじめの会	毎月1回	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市576-3 地域活動支援センター よしかの里	0856-77-1681
隠岐	海士町デイケアさくら会	毎月第2・4火曜日	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場 健康福祉課	08514-2-1822
	西ノ島町デイケアつばき会	毎月1回	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場 健康福祉課	08514-6-0104
	知夫村デイケア笑庵	年4回	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065 知夫村役場 村民福祉課	08514-8-2211
	隠岐の島町デイケア若葉会	毎月1回	〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町四309-1 地域活動支援センター 太陽	08512-2-5699

② 小集団グループ活動

主としてひきこもりの悩みを抱える者が、安心して定期的に通うことができる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図ることを目的としたグループ。

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
小集団グループ活動（クローバー）	毎週木曜日	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 島根県立心と体の相談センター 相談・判定課	0852-32-5905

9. 精神家族会一覧

平成28年5月現在

家 族 会 名	会員数	郵便番号	所 在 地
松江市立病院光雲会	7	690-8509	松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科
松江赤十字病院家族会	4	690-8506	松江市母衣町200 松江赤十字病院精神科
特定非営利活動法人八雲会	20	690-0033	松江市大庭町下の原761-1
N P O 法人松江さくら会	22	690-0047	松江市嫁島町4-29
特定非営利活動法人松江あけぼの会	10	690-0823	松江市西川津町2652-13
島根町かもめ会	3	690-0401	松江市島根町加賀1175-1
東出雲家族会すみれ会	6	699-0192	松江市東出雲町掛屋1142
宍道碧雲会	15	699-0405	松江市宍道町上来待213-1
コスモス会	1	690-1406	松江市八束町二子926-5
虹の元会	10	690-0064	松江市天神町93 まるべりー松江内
安来第一病院家族会	10	692-0011	安来市安来町899-1 安来第一病院医療相談室
奥出雲町精神障害者家族会	18	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-2 奥出雲町役場健康づくり推進課
雲南市精神障がい者家族会	35	699-1392	雲南市木次町里方521-1 雲南市役所長寿障がい福祉課
飯南町家族会やまゆりの会	13	690-3207	飯石郡飯南町頓原2064 保健福祉センター
家族会海星会	5	693-0011	出雲市大津町3656-1 海星病院医療相談課
島根県立こころの医療センター 家族会 こころの会	21	693-0032	出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター
斐川町心の健康を守る会	6	699-0505	出雲市斐川町莊原町1655
ひらた・さつき家族会	10	691-0003	出雲市灘分町532-1 フィリア内
大社町希望の会	5	699-0701	出雲市大社町杵築東579 大社町障害者共同作業所なかよし
大田地域家族会親和会	20	694-0064	大田市大田町大田口810-30
川本町家族会	3	696-8501	邑智郡川本町川本271-3 川本町役場健康福祉課
邑南町家族会	8	696-0222	邑智郡邑南町下田所334 ハートフルみずほ内

家族会名	会員数	郵便番号	所在地
西川病院家族会いわみ会	20	697-0052	浜田市港町293-2 西川病院医療相談室
松ヶ丘病院家族会「連理会」	20	698-0041	益田市高津4丁目24番10号 松ヶ丘病院内
益田地域家族会	4	698-0036	益田市須子町57-1
島後地区家族会	20	685-0021	隱岐郡隱岐の島町岬町中の津四309番地1
西ノ島町家族会	13	684-0302	隱岐郡西ノ島町別府205-8 福) シオンの園ございな内
美郷町心の健康を守る会	5	699-4692	邑智郡美郷町粕淵373-1
知夫村家族会	6	684-0102	隱岐郡知夫村1065 知夫村役場内
美保関町ひまわり会	2	690-1312	松江市美保関町森山535-14
きょうだい・しまい「林泉の会」	2	690-0868	松江市淞北台34-2-238
アクティブ工房家族の会	3	697-0052	浜田市港町284-8
海士町家族会	5	684-0403	隱岐郡海士町海士1470-1
出雲地域精神障がい者家族会	10	693-0014	出雲市武志町693-1
吉賀町希望の会	2	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課
スペランツア	2	690-0046	松江市乃木福富町692-22
合 計	366		

・上記は、島根県精神保健福祉会連合会の会員である家族会です。

平成10年3月に「島根県精神保健福祉会連合会」が法人化(社団法人)された。

平成26年4月に一般社団法人となった。

家族会名	会員数	郵便番号	所在地	電話番号&FAX
島根県精神保健福祉会連合会	36団体 会員366名	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階内	0852-32-5927

10. 精神保健ボランティア組織一覧

平成28年5月現在、県内に精神保健ボランティアグループは8組織結成されている。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
松江ほほえみの会	699-1105	雲南市加茂町宇治357 宇治団地B-102	080-5612-1570
出雲ほほえみの会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650(FAX兼用)
うさぎの会	694-0053	大田市鳥井町鳥越984-2	0854-84-5353
のぞみの会	699-3213	浜田市三隅町河内981	0855-32-0046(FAX兼用)
七色の会	696-0314	邑智郡邑南町岩屋482	0855-83-1382(FAX兼用)
さくらんぼの会	685-0011	隠岐郡隠岐の島町栄町1073	08512-2-3105(FAX兼用)
こもれび	698-0041	益田市高津四丁目9-13	0856-22-7795(FAX兼用)
つくしの会	699-1832	仁多郡奥出雲町横田924	0854-52-1281(FAX兼用)

平成16年9月に「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立された。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
島根県精神保健ボランティア連絡協議会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650(FAX兼用)

11. 精神当事者会一覧

平成28年5月現在

ク ラ ブ 名	郵便番号	住 所	電話番号
つぼみ会	690-0045	松江市乃白町32-1 松江市立病院 精神科外来	0852-60-8000
かやの実会	690-0886	松江市母衣町200 松江赤十字病院 精神神経科外来	0852-24-2111
杉の実会	692-0011	安来市安来町927-2 安来地域活動支援センター ステップ	0854-23-0357
四季の会	690-0888	松江市北堀48 アクティヴきたほり	0852-26-2222
サークル雲南	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6 地域活動支援センター パレット	0854-45-0020
出雲人の会	699-0552	出雲市斐川町中洲391-2 コーポグリーンライフ12号 畠 貴純様方	0853-72-0497
フィリア（休会）	691-0003	出雲市灘分町532-1 障がい福祉サービス事業所 相談支援事業所 フィリア	0853-62-4782
三瓶友の会	694-0041	大田市長久町長久口267-6 地域活動支援センター のほほん内	0854-82-3077
ふたば会	697-0052	浜田市港町285-1 地域活動支援センター オアシス	0855-28-7311
たんぽぽ俱楽部	695-0011	江津市江津町49 梅田 繁様方	0855-52-5893
吉賀町希望の会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課	0856-77-1165

平成18年5月27日に「島根県精神当事者連絡会」が設立された。

組 織 名	郵便番号	住 所	電話番号
島根県精神当事者連絡会	694-0041	大田市長久町長久イ453-10 コーポ亀の子Ⅱ102号	080-6319-3468

島根県における「障害」表記の取扱いについて

【1】方針

「障害」という表記について、障害者団体等からの「「害」の字に否定的な意味があるので「障がい」に改めてほしい」という要望等を踏まえ、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記にすることを原則とする。

【2】実施日

平成22年4月1日から実施する。

【3】実施内容

- (1) 県が作成する公文書、啓発資料等について、従来、「障害者」、「障害」と表記していたものを、「障がい者」、「障がい」と表記する。
なお、「障がい者」について、「障がいがある人」、「障がいのある方」等の使用を制限するものではない。
- (2) 実施日以降、県が新たに作成する公文書等を対象とする。
- (3) 県民、市町村、関係機関、団体等に対し、県が使用するひらがな表記について理解を求めるが、それぞれの表記使用については、自主的判断に委ねるものとする。
- (4) 表記変更の適用例

区分	種別	備考
表記変更をするもの	1. 公文書 2. 広報誌、啓発資料、チラシ、パンフレット、ホームページ 3. 計画等冊子、看板、標識	・本県の責任において作成・使用するものは、特段の支障がない限り変更する。 ・既存の各種計画や看板等については、今後、更新を行う際に合わせて変更する。
表記変更をしないもの	1. 法令、条例等の名称やこれらに規定されている用語 2. 団体、施設等の固有名称 3. 人や人の状態を表さないもの 4. その他適当でないもの	(例) 障害者自立支援法、障害基礎年金 (例) 障害者スポーツ協会 (例) 障害物、電波障害、交通上の障害 (例) 医療用語、学術用語等の専門用語著作物からの引用
これらのうち、本県の責任において作成・使用するものは、今後、表記変更の定着状況や国等の動向をみながら、対応を検討する。		